

平成 28 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月16日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月16日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	6 番	戸 谷 裕 治	7 番	伊 藤 俊 一
	8 番	黒 川 勝 好	9 番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	奥 田 信 宏
	12番	吉 田 正 昭	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	5 番	水 野 智 見		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環境課長	江場 満
		次 長 兼 高齢介 護課長	伊藤 光彦	子 育 て 推進課長	寺西 孝
		住民課長	鈴木 敬	健康推進 課長	小島 昌己
		保険医療 課長	寺本 章人		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土木農政 課長	伊藤 保彦
		まちづく り推進 課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	佐藤 正浩		
	上下水道部	次 長 兼 水道課長	伊藤 満	下 水 道 課長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教 育 委 員 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	黒川 静一
		給食セン ター所長	伊藤 和孝	生涯学習 課長	伊藤 保光
委 員 長 及 び 委 員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 認定第1号 平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成27年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

水野智見君から都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

皆さんのお手元に、議会運営委員会報告書が配付してありますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、おはようございます。

それでは、早速、去る9月12日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、意見書の審議結果についてであります。

6月定例会以後に提出されました4件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、(1)採択することになった意見書としましては1件でございました。義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。この1件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、(2)不採択することになった意見書としましては、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の1件で、全会派の一致を見ることができませんでしたので不採択となりました。

なお、(3)継続審議することになった意見書は、アの国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書、イ、介護・障害福祉従事者の処遇改善を政府に求める意見書、以上の2件でございました。

2番目、平成28年第4回(12月)定例会の日程についてであります。

委員会報告書に添付されているとおりに決定いたしましたので、よろしく願いをいたします。

3番目、その他であります。

(1)12月議会議案説明会の開催についてであります。

11月22日火曜日午前10時から、3階協議会室にて、全議員に議案説明を行います。

(2)防災建設常任委員会の所管事務調査報告についてであります。

9月6日火曜日に防災建設常任委員会が実施いたしました所管事務調査につきまして、最終日に委員長から報告を行うことに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

(13番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いをいたします。

質疑をされるときは、まずページ数と科目を言ってからお願いします。また、質疑及び答弁につきましては、努めて簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第1 認定第1号「平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

少し総括で、全部に関係しますので、延滞金のことにちょっとお聞きしていきたいと思えます。

まず10ページの一般会計の延滞金、それぞれ特別会計、国保の延滞金、介護の延滞金、後期高齢者の延滞金ということなのですが、そこで、去る一般質問でも税の徴収ということでお伺いしたんですけども、どうしても払えなくて納税できなかった場合延滞金が発生してきます。そのときに、まず1点目として、他年度分で払えなかった税金についてどの部分に充てていくのか。納税した場合、どの部分にまず充てていくのかと、あと、延滞金なんですけれども、今、どうしても本当に残ってしまって、本税が何とか終わりました延滞金だけ残っている人も多数いらっしゃると思います。

そこで、延滞金について、どのような考えで、本来延滞金も税の一部なんですけれども、特に蟹江町、この延滞金が税収の本当に一部になっております。そこで、本来、もう何とか生活をやってきて、年金生活者でも何とか本税が終わって、あとは延滞金ということで頑張っていて、生活保護申請したほうがいいような人でも頑張っていて納めております。そこで、納税の緩和措置があると思います。その部分で滞納処分の執行停止なんかも、これは職権になるんですけれども、それも含めて、どのような考えがあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問がありました、まず、納めていただいた税金をどの部分に充てていくかということでございますけれども、私どもでは、まず、本税のほうに充てさせていただいております。例えば、分割納付されている方ですと、まず本税のほうにずっと充てていきまして、本税が終わりましたら次に延滞金のほうに充てていくという順番になります。

次に、本税が終わられまして延滞金のみが残った方で、そういう場合でも、当然延滞金も支払い義務がありますので、お支払いはいただきます。

そして、最後におっしゃいました年金生活者ですとか、生活保護を受けなければならないぐらいの方、もしくは生活保護を受けられたような方につきましては、納税の徴収の緩和制度というのがございますので、そちらのほうを検討することになると思います。

ですが、ただ単に生活が苦しいという本人の感覚だけでおっしゃられたとしても、実態調査をしまして、本当に払えるかどうか、少しでも払えるのであれば少しずつでも払っていただくというふうに、こちらのほうでは指導しております。

以上でございます。

○総務部長 江上文啓君

今の板倉議員の1番目の質問であると思っておりますけれども、延滞金の充て先というのはどういうふうに使っているかという意味でお聞きになったかと思われませんが、延滞金は決算書の37ページを見ていただきますと、町税滞納延滞金、27年度決算、3,186万何がしという、延滞金の使途先というか充て先をお聞きになっているかと思えます。

これについては、いわゆる一般財源に当たりますので、特にこの事業に充てるだとか、ここに充てるという考え方はございません。極端なことを申し上げますと、いずれかの事業費に充たっているというふうに理解いただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

延滞金、納税をどこの部分に充てていくのかということ、本税から延滞金ということなんですけれども、その本税で、前年度分とかじゃなくて、もっと5年、10年かかってたまっちゃっている部分は、古いものから入れていくのか、新しいのから入れていくのかという、延滞金の関係もありますので、その確認もひとつお願いいたします。

延滞金、一般財源の一部として取り入れていく、どこに充てるかは、それは一般財源ですよということですが、実際、延滞金を払い続けて、当年度分が滞納になってしまったら本当に意味のないことだと思いますので、そういう意味で、本当に厳しい年金生活者、自営業者でも一生懸命何とか生活している人に対して、住民の実情を本当に相談に乗りながらつかんでほしいと思うんですけれども、僕らからしてみると、この人、こちら側から納税の緩和措置で執行停止なんかをお願いするものじゃないんですけれども、僕らからしてみると、この人は当てはまるんじゃないかという人が、なかなか納税緩和措置がとられて

いないこともありますので、その点についてお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、分割納付されている方の税金が古いものから充てているのか、新しいものから充てているのかということでございますけれども、原則、普通の方ですと、過年度分を滞納していれば現年度分も含めて納税計画を立てていただきます。その場合には、全体で計画を立てる場合には、古いものの本税から充てていくのが一般的であります。

ただし、人によっては、新しいほうの本税は納期限内に普通に納めておいて、古いものだけ限定して納付計画を立てる方もお見えになりますので、それは別に、それで全然問題ございませんので、そういう方も中にはございます。

次に、議員の感覚で、この人は執行停止に当てはまるのではないかという方が停止されていないということでございますけれども、これはご本人から言われる場合もあるんですが、ご本人のご意見ではなくて、こちらは公平に判断しなければなりませんので、財産調査、実態調査を行いまして、あと、現在の収入状況、そういうのを見まして、それで総合的に判断しておりますので、適切に判断しておりますということしかちょっと言えないです。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、今の滞納分の納付なんですけれども、仮にこちらは何も、何年度分に充ててくれとか言わない場合は、古いものから充てていく形でいいんですか。

それと、実際、延滞金本当に高い、税の公平性ということで9. 幾つの税率がかかっております。そういう意味で、これは要望なんですけれども、本当に住民の要望に応じて、実情も加味しながら相談に乗ってほしいと思います。

以上です。

○税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のありました何も言わなければ古いほうから充てていくのかということでございますが、それは納税相談のときにご説明させていただきますので、どちらを選択されるか、古いものからは入れていくんですけれども、現年度分を別で払われるかどうかというのは、ご選択いただけると思います。

あと、延滞金が高いというご指摘でございますが、これは全国的に統一の率でございます。平成25年度までは14. 6%という率でかかっております。25年までです。25年の12月31日までは14. 6%です。26年からは法律がちょっと変わって9. 2%で、27年からは9. 1%というふうになっております。これは毎年の特例基準割合というのが毎年変わってくるんですけれども、これによって毎年率が変わってくるようになっております。

ですので、高いというご指摘については法律どおりということですので、ご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

ちょっと今ので、ちょっとお聞きしたいんですけども、税金と申しますのは、新しい税金が来ますと延滞金は延滞金として置いておいて、新しいものを先に払わないと、それに対しておくれると延滞金がつくよね。それで、延滞金には延滞金はつきませんよね。だから当然新しいものを払いなさいっていう指導をしていくんでしょう。そこら辺をちょっと教えておいてください。すみません。

○税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のありました延滞金のことでございますけれども、延滞金につきましては、本税に対して率を掛けていきますので、議員がおっしゃられたとおり、延滞金に対して延滞金は発生いたしません。

例えば、新しいもの、古いものという区別なく、本税が残っておればかかります。率が今多少下がっておりますので、新しい税金を払うよりも古い税金を払ったほうが延滞金を抑えることができますので、そういう点から考えますと、古いほうから納めていただいたほうがいい場合もございます。

ただし、延滞金の発生というのは1,000円を超えたところで初めて発生いたしますので、新しいところが例えば999円まででしたらゼロでございますけれども、それを超えると1,000円ついてしまうわけですので、もしぎりぎりのところがわかっているのであればそこに、999円を超える前に、そこは充てたほうがお得かなとは思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

よくわかりました。14.6%だったのから9.2%になって9.1%になったということですね。そこで得だということだよ、古いのを払ったほうが。その時代に残ったやつを。わかりました。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから41ページまでの質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

16ページの軽自動車税についてお聞きします。

第1点として、軽自動車といえども、自動車を持つ者はそれだけの担税力があると推測されますけれども、収入未済額がございます。この理由をどのように分析されていて、その対

策についてどのように考えていらっしゃるかお示してください。

2点目として、不納欠損額がありますけれども、軽自動車税は自動車を所有していたから課税されている税でありますので、これもまた欠損処分した理由をお聞かせください。この欠損処分の理由に関しまして、時効により消滅した場合だとするならば、時効の中断の措置を行っていない理由をお示してください。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、軽自動車税につきましては、保有していることによってかかる税金ですので、それを持っている方に担税力があるかどうかというのは、その時点では即座に判断することは難しいと思います。4月1日が賦課期日になりますので、その日に所有されていれば、1年分かかるという税金になってございます。

2番目の不納欠損のことですけれども、不納欠損というのは執行停止というものがあつて、執行停止をしてから3年がたちますと原則として不納欠損というふうになります。

執行停止の要件といたしましては、第1番目として財産がない場合とか、2番目として生活困窮者、3番目として行方不明者、大ざっぱに言うとそんな感じでございますが、それに当てはまる場合に職権で不納欠損処分をすることになります。それから3年たてば、不納欠損処分で消滅ということになっていくわけでございます。

滞納整理というのは差し押さえなどの徴収によって整理するものと、先ほどの納税緩和措置を使って不納欠損処分にして消滅させるという、この2つの柱で整理を行っていく作業でございますので、不納欠損は毎年多少出てしまうのはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

1点目に関しまして、担税力があるかどうかわからないということですが、どちらにしても収入未済額がある理由についての分析と、その対策については何かないのでしょうか。あと、2点目に関しまして、時効による消滅ではないはないということよろしいですか。

○税務課長 鈴木孝治君

この収入未済額につきましては、要は滞納額ということですが、これは徴収担当のほうで頑張って取っていくしかないんですが、あと時効の話です。時効の話ですが、執行停止中でもその3年間の間に時効にかかる案件もございますので、時効が全くないということはありません。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

時効で消滅するのであれば、時効の中断の措置はとっていただかないと何かもったいない

ような気がするので、それはお願いします。

あと、収入未済額に対する対策に関しても、町長、しっかり指導してやっていただけますか。今のお話だと何か余り対策がないような感じがしますんで、よろしくお願いします。

(「わかりました」の声あり)

○2番 板倉浩幸君

21ページの教育費負担金なんですけれども、ちょっといまいち意味がわからないので、未済額60万8,795円、これは現年度分、27年度分だけだと思うんですけれどもその確認と、あと、備考で小・中学校給食費保護者負担金滞納繰り越し分28万380円、この分に関しては、今までの滞納分の繰り越し分ということでよろしいのでしょうか。

もう一点としまして、18ページの8款、9款の地方特例交付金と地方交付税なんですけれども、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。国も平成28年度地方交付税の普通交付税を決定しておりますが、交付税総額で15兆6,985億円、そのうち市町村が7兆1,380億円となっております、前年度と比べて市町村が7兆3,790億円ですから地方交付税、市町村の交付税と比べて毎年減少しております。

また、それに基づいて、国も地方交付税を民間委託などで経費削減をした自治体の取り組みを算定に取り入れ、地方交付税を引き下げる、いわゆるトップランナー方式を導入をして地方に押しつけ、交付税の削減を狙おうとしておりますが、町として今後どのような地方交付税、見通しを立てているのか、その点について2点、お伺いいたします。

○給食センター所長 伊藤和孝君

板倉議員の給食費の収入の繰り越し、小学校給食費保護者負担金滞納繰り越し分28万380円と収入未済額60万8,795円についての説明についての質問にお答えいたします。

こちら、大変、非常にわかりづらい表になっておりますので、申しわけございませんが、平成27年度主要施策成果及び実績報告書の93ページをごらんいただければと思います。

93ページの下段の表に、ページの一番下の表に学校給食費保護者負担金及び職員等給食費負担金という表がございます。その中に過年度分、これは平成26年度から平成27年度へと繰り越した分66万3,825円でございます。平成27年度分に、そのうち28万380円の収入があったということで、こちらの歳入の28万380円という数字が出てくるわけでございます。60万8,795円につきましては、過年度分として残りました38万3,445円に平成27年度分に生じた現年度分22万5,350円を合算した数字が60万8,795円でございます。

以上です。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問を頂戴しました2点、地方特例交付金と地方交付税の2種類についてということでございます。

まず、全体的な流れというか傾向といたしまして、地方特例交付金でございます。実際こ

ちらのほうにつきまして減収補填の特例交付金ということで、これは昨年度、ちょうど1年前の決算と、今回もそうですけれども前年ベースで、こちらは逆に増加のほうの数字を示しております。実際の平成20年度から適用されるそういった個人住民税における住宅関係の借入金の特別控除、住宅ローンの控除の実施に伴うところの地方公共団体の減収分を補填するというところの交付金でございますけれども、こちら、今回も増加の傾向が去年とともに見られる状況でございます。

それともう一つ、交付税でございます。交付税のほう、議員ご指摘のように毎年減っている傾向でございます。実際に、去年もたしかご質問頂戴しましたが、答弁させていただいたんですけれども、景気の緩やかなそういった回復の基調を背景に町税が、今回もそうですけれども、町民税、固定資産税を中心に、町税が増収をしております。そういったことも反映いたしまして、今回地方交付税につきましても昨年に続き減少と、5.3%の減少という形で数字が出ております。

では、蟹江町として今後どうするかというご質問でございます。非常にこちらのほうは微妙というか、これは町税中心の自主財源がいかにか今後横ばい、もしくは伸びていくかというところも推測をいたしまして、適正な予算措置をしなきゃいかんと思っているんですけれども、何せこれは国のほうのそもそもの交付税の全体的な配分額のほうが、全体的に落ちておりますので、に加えて蟹江町そのものの自主財源、特に町税あたりの、そういった収入のところの推測をどういうふうに立てるかという非常に難しいんですけれども、今のところ減少の去年、ことしもそうですけれども、去年も交付税につきましては減収の傾向でございますので、今後も引き続きそこら辺あたりをしっかりと推移を見まして、町として健全な財政運営をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

再質問で、給食費なんですけれども、先ほどからずっと滞納のことしか言っていないんですけれども、そこで、町税や固定資産税ほかの国保税なんかと違って、どのような人が滞納、給食費を払えないのか。本当に厳しい人なんかは就学援助で給食費も出ますんで、その辺のところでは就学援助を勧めているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

2点目の交付税なんですけれども、たしか蟹江町も指摘したとおり毎年減り続けております。今後、実際に税の中で大きい税金です、やっぱり、交付税、地方の格差もありますけれども、そういうことで国のほう、毎年今回も法改正で削減傾向にもあります。そういうことで地方交付税、ちょっと町長のほうにこの辺の交付税について、何かありましたら、何かありましたらってどのような見通しと考え方をしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

地方交付税のあり方について、今、板倉議員からご質問をいただきました。今、担当課長が申しましたとおり、この地方交付税の算定の仕方というのは、申しわけございませんが総務省の係数変化を読み取ることが実はできません。基準財政額が微妙に変わりますので、我々といたしましては、地方公共団体としては必要な交付税でありますので、そのことに今後継続して交付税についてはお願いをするというのは、もうどこの首長さんも一緒であります。今言いましたように、蟹江町の歳入がふえてきております。ある意味財政力出動が0.9は切っておりますけれども、健全財政を堅持しつつ、一般財源の増加を我々は望むのが本来であります。それでもやはりやっていけない、自主財源と依存財源のバランスがとりづらい状況になれば、先ほど言いましたような補填する特例、交付金だとか、臨時財政特例債というのは、これは借金でありますので、国の交付税をやらない分だけこれだけ借金をしてくださいよと言って、いずれは返していかなきゃいけないという、そういう財源でありますので、これはもうできるだけ少なくしていったほうがいいのかなと。

ただ、我々といたしましては、厳しい財政の中にあっても、本来地方自治体が国税を分けていただく権利は持っておりますので、それをどこまで言えるかについてはそれぞれ首長さんとお話をしながら、我々はこれだけいただきたいんだという主張、希望は多分持っていると思います。

財政力が1に近づけば当然不交付団体ということで、愛知県でもまた実は不交付団体がふえました。その不交付団体の内情はどうなんだという、交付があったほうがいいんじゃないかとおっしゃる首長さんもお見えになれば、不交付団体でこれから行くんだと、断トツで不交付団体になるところも、すぐ南の市町村でありますので、そこまでやっぱり我々としては努力をしていかなきゃいけない部分がありますが、どうだと言われると、なかなか、我々は今こうすればなんとかなるという答えが出るものではありませんので、何とぞご理解をいただきたい。

ただ、交付税についてはしっかりとこれからも地方自治体に配分していただく税だと思っておりますので、今後もしっかりと成り行きを見ていきたい、こんなことを考えております。

以上です。

○給食センター所長 伊藤和孝君

ただいまの質問についてお答えします。

給食費でございます。給食費につきましては、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、学校給食を受ける児童または生徒の保護者から負担をいただいております。一部にはやはり未納の方が見えて、その方につきましては、学期ごとに学校を通じて通知をさせていただいて、また勧めに応じた保護者から児童手当の一部を給食費として徴収している現状でございます。

ただし、やはり、そのような処置をとっている方は学校のいろいろ、学年費というんです

か、も滞納されている方も見えまして、全てが給食費に充てられるわけではございません。当然、未納額がふえていくわけですが、それでも私どもとしましては、やはり公平さという、負担の公平ということを考えまして、有料のものを手に入れるときはそれ相当額の支払いをしていただきたいと、これが社会のルールだと思ひまして、いろいろお願いして、何とか支払っていただくようお願いしておるのが現状でございます。

そして、やはり子育て世代の負担減ということで、1食当たり30円の補助もさせていただいていると、そのようなこともやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

就学援助のお話がありましたけれども、実際に保護者の方がなかなかお金を支払えないという場合は、学校の、先ほどありました学用品とか、そういうものも滞る場合があります。

こういう場合に学校の事情の教頭先生からお話を聞けば当然わかりますし、もちろん学校に入る前に、そういう準要保護生徒というのはお話をしているところでもあります。大体がそういう補助を受けとるわけでありましてけれども、いかんせん全額補助ではありませんので、そこは。ですから、学年費とかそういう学用品についても大体3分の2ぐらい、給食費につきましても3分の2ぐらいを役場のほうからそういう家庭に補助しているわけです。

全然、それが、自分の支払いがない場合が3分の1程度残っていってしまうと。こういうあたりをまた、学校とか給食センターも未納分になってしまいますので、お願いをしているところでもあります。そんな現状であります。

○2番 板倉浩幸君

給食費の未納は思ったより多いなど、現状だと思います。

もう一つ、ちょっと最初に聞いたかったですけれども、この未納の方でも給食は食べていますよね。

(「はい」の声あり)

そうすると、今までの滞納分の分というのほどが請求をしたりしていくのか。実際に学校に残っていれば請求していくんだとは思いますが、学校を卒業してその辺、あと、学校を卒業しちゃって連絡がとれない場合は不納になっちゃうんだと思はれますけれども、その点についてお願いいたします。

○給食センター所長 伊藤和孝君

ただいまのご質問にお答えします。

在校生につきましては学校を通じて徴収しておりますし、卒業生につきましては給食センターから通知、電話連絡、そして訪問という3手段を使って徴収を行っております。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

31ページをお願いします。

県の衛生費の補助金といたしまして、愛知県から再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金ということで約2,000万円というものが入っております。これは予算書のほうは2,700万円ぐらい入っていましたので、やや減額されているのかもしれませんが、この事業ですが、どのようにこれは消化されたのか、蟹江町の基金の中にこれは組み入れられていくものなのか。あるいはまた、この再生可能エネルギー事業というものを実施していくという、そういうひもつきの補助金であるのかどうか、この使い道についてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じページですが、教育費県補助金の中に元気な愛知の市町村づくり補助金というものがああります。これが教育費補助金として500万円ということで入っております。これの消化の仕方ですけれども、どのような消化の仕方であったのかということについてお問い合わせをします。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、愛知県再生可能エネルギー等推進基金事業費補助金についてお答えさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、昨年度国からの補助金10分の10につきまして、保健センターの屋上、2階部分のところに太陽光発電のシステムを補助金により設置させていただきました。こちらのほうには、保健センターのほうが救護所となっておりまして、それで災害時、最低限の電力が賄えるようにして救護所の治療に当たっていただけるように配慮したものです。

また、そちらの太陽光のほうは、エコでもって蟹江町が地球に優しい、環境に優しい取り組みとしているということを住民の方々に知っていただくために、必要な展示パネル等を保健センター内外、それから町広報のほうにも掲載させていただいて啓発しております。

それで、こちらのほうのところは設置して、当初の予算より入札の結果安く導入することができましたので、減額補正させていただきましたのでこの金額で清算が完了しております。

以上です。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました教育費の中の元気な愛知の市町村づくり補助金について答弁させていただきます。

こちらは希望の丘広場のほうで、工事費の中でt o t oの補助金を約1,000万弱いただきました。それで、その1,000万につきましては照明、フェンスにつきましては補助金になっておりまして、あと、人工芝部分につきましては、愛知県の補助金の中でチャレンジ枠という

のがございまして、こちらのほうは先進的な新規事業に対していただけるものでございまして、希望の丘広場のほうが公的なフットサル場をやったということで500万をいただいたというものでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今のご説明でかなりわかりましたが、そうしますと、この再生可能エネルギーの事業は継続して、また、これは県のほうから補助金として入ってくる可能性があるのかどうかということなんですが、今のご説明ですと、保健センターの太陽光発電ということで、保健センターの電気をそこで賄えるというようなものに使用したということですが、これは一過性のものではなくて、継続的に各施設にそのようなことができ得るような、発展的な事業になっていくのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、わかりました、500万円のほうは人工芝のほうで、教育費補助金ということで、そちらのほうで使ったということで、これは、例えば学校の芝というようなことは今ないと思うんですが、以前そんな話が松本議員のほうからも出たことがあったと記憶しておりますが、例えば、学校のほうで校庭を芝にするというようなことがあった場合、ないかもしれませんが、そのようなときにこれは該当するような補助金になってくるのか、そうではないのかということをお伺いします。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えさせていただきます。

再生可能エネルギーの補助金につきましては、当該年度だけのものでありまして、その後継続して補助があるというものではございません。

(「1回だけか」の声あり)

はい、1回だけでございます。

その後に特別に継続して保守ですとか、そういうものが連なって、後々太陽光発電のシステムの寿命もあるんですが、そちらのほうを設置した以降は、町のほうで順次そのシステムを使っていくという形になります。

以上でございます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のございました小・中学校の芝生化のこととさせていただきますけれども、ちょっとその芝生につきまして、補助金がつくのかつかないのか、ちょっと私はわかりませんが、ただ、今回、昨年いただきました希望の丘の人工芝につきましては、先進的な事業ということで、1事業当たり500万円を上限にいただいたというものでございまして、これは町村が500万円上限ということでいただきましたので、ただ、小・中学校の芝生化のことに使うと、申しわけございません、ちょっと勉強不足でわかりません。すみません。

○教育長 石垣武雄君

芝生の件につきましては以前も確かにご質問あったわけでありましてけれども、今、私の現在の把握している段階では、学校教育における芝生の補助というのは聞いておりません。ひょっとして、こんなことを言うてはいけませんけれども、あるかもしれませんが、また調べていきたいと思うんですけれども、今回はそういう社会教育の関係のそういうチャレンジ枠ということだったというふうにご理解ください。

(「わかりました」の声あり)

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、消防本部総務課長、給食センター所長、生涯学習課長の退席を許可いたします。暫時休憩をいたします。

(午前9時47分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時48分)

○議長 高阪康彦君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、42ページから45ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、44ページから97ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

ページ数は79ページです。

防災対策管理費3,141万9,669円です。蟹江町の防災計画の中に動物の保護という項目があるわけなんですけれども、その中では、獣医師関係と関係団体が実施する動物救護活動を支援すると言われておるわけでありまして、動物の防災対策の中で今一番課題になっているのが、この東日本大震災のときや、前回ありました熊本地震などで大きな被害があったわけでありまして、その中でペットの同行避難の課題がクローズアップをされております。

ペットと同行避難するけれども、ペットと家族の避難場所がないということで、車の中でペットと一緒に生活をして、飼い主も車の中でぐあいが悪くなったという、そういう事例も出ております。そういう意味で、ペットの同行避難のときのペットの避難スペースの問題ではありますが、本町でも犬や猫などのペットを我が子のようにかわいがってみえる方もお見えであります。いざ、災害時での対応はどのような行動をすればよいのか、ペットの同行避難

対策などが求められているわけなんですけれども、本町でも災害時でのペットの同行避難時のペットの避難スペース、そういったものを考えておかなければいけない、そういったときにも来ているのではないかなと、このように思いますが、この点についてもお聞きしたいと思えます。

その次に81ページであります。

これは防災対策整備事業です、1,900万円です。このたびの熊本の地震によりまして、特に指定避難所が710カ所が被害を受けておりました。特に閉鎖や一部閉鎖の処置がとられておりましたが、そのうち9割は建物本体の耐震化と比べまして対策がおくれておりましたのは天井や照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の損傷が原因となったという調査がわかっております。

そういった意味で、熊本では柱やはりなどの構造部材の耐震化率は98%まで進んでおります。蟹江町のほとんどほぼ済んでいると思うんですけれども、非構造部材の施設で見ると、耐震化が60%にとどまっている状況でもありました。

施設別に見ると、特に学校施設が45カ所と最も多くおけている状況でもあります。そういう意味で、本町でも学校施設の安全性や、また防災機能を確保するための非構造部材の耐震化、そういった各施設におきましても、そういったことを進めていくことが重要であると思うわけなんですけれども、学校施設等、また避難所施設の非構造部材の耐震化の現状と点検状況、また、今後の非構造部材の耐震化計画の考えをちょっとお聞きしたいと思えます。

この2点をお伺いしたいと思えます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ただいまご質問いただきました、まず1点目の避難所へのペット同伴のご質問でございますが、避難者がペットを避難所へ同伴した場合の避難所での対応ということで、そういった場合には、いろいろなトラブルの原因にもなるかなとは思いますが、そのためには避難所でのルールづくりというのが必要になってくると思えます。

今年度、蟹江町から各避難所、それから町内会へ配布させていただきました避難所運営マニュアルというものがございます。そちらの中には避難所でのペットのルールづくりとか、あとは飼育者のマナーとか、そういった内容が詳しく書いてございますので、そういった点を避難所では、それに基づいて運営していくことになると思えます。

今年度、8月に総合防災訓練で避難所の開設訓練を行わせていただきました。今後は、各学校区とか町内会ごとにそういった避難所開設運営訓練を行っていくとともに、そういったペットの対応とか、細部にわたっていろいろ啓発していきたいと考えております。

それから、もう一点目の避難所の耐震化についてのご質問でございます。蟹江町の避難所を含めた公共施設につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された施設につきましては、全て耐震診断を行いまして、その基準に達していない施設につきましては、耐

震補強は実施済みでございます。

もう一点の非構造部材の耐震化についてでございますが、今現在、蟹江町には指定避難所は22カ所ございます。そのうち窓ガラスの飛散防止対策がしてある避難所は小・中学校の7カ所、それから保育所の一部のみでございます。それから、照明器具の落下防止対策でございますが、こちらは保育所2施設、今年度1つの保育所をやる予定はあるらしいですが、それと小学校の屋内運動場1施設、これだけの対応が現在されております。

今後の耐震化計画と申しますか、非構造部を含めた計画でございますが、今年度総務課におきまして、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等管理計画というものが策定されます。その中で、避難所に指定されている施設についても今後の方針というものが示されると思っておりますが、先ほど議員のお話にあったように、熊本地震を初め過去の災害を考えますと、避難所としての機能を重視するためには、建物の定期的な点検とか非構造部の耐震化対策が必要になってくると思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

最初の動物の保護のほうなんですけれども、今、次長のほうからもお話があったわけなんですけれども、地域によっては課題をきちんと決めて取り組んでいるところもあるんですけども、その中に、ペットの避難用のスペースをどこまで設置するかもまず決めておこうということで、決めて取り組んでいるところもあります。

また、避難所ごとに事前にペットの受け入れのルールをつくるだとか、また、日ごろから飼い主が責任を持って餌や水、薬などペットの避難用具のグッズの準備を備えておくなど、そういった取り組みを行っているところもあります。

その上で、今、防災訓練等で、地域におけるそういったところで考えていくというようなお話なんですけれども、ペットの同行避難の訓練もあわせてとり行っていく考えはないのか。学校でいえば、小学校なんかでも遊具がありますので、その遊具の上にテントをつくって、その下に犬が遊べるように、遊べるというか待機できるような、そういう場所をつくっているというところも地域によってはあります。だから、そういったことの中で、防災訓練の中で、そういったペットの同行避難の訓練の中で、そういう訓練をする中にいろいろなことがわかってくると思っておりますので、ぜひ同行訓練を、こうした訓練を行っていただきたいと思っておりますので、この点についてもお聞きしたいと思っております。

それと、先ほどの耐震化のほうなんですけれども、特に非構造部材のほうがおくれていると思うわけなんですけれども、計画を立てていくということですので、一日も早い工事着工ができるような方法で取り組んでいただきたいなど。

また、学校におきましては、特に窓ガラスの飛散防止は終わっているわけなんですけれども、バスケットゴールだとか、またスピーカーだとか、そういったことも取りつけてありま

すので、そうした細かい部分での非構造部材の点検もぜひやっていただきたいなと思いますが、この点について、2点、もう一度お聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、まず、避難訓練というか、避難所運営訓練の件でございますが、先ほどお話しさせていただきましたとおり、避難所運営マニュアルの中にはいろいろなその避難所での対応の、例えばペットばかりではなくて要支援者の方とか、そういった方の対応の内容が細かく書かれておりますので、それに基づいて訓練を行っていきたいと思います。その中にペットの対応というのも入ってきていますので、そういったものを各、先ほど申し上げましたとおり、学区ごととか町内会ごとで今後進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほどの窓ガラス以外の非構造部材の点検とか、そういった耐震化でございますが、そういった、もちろんロッカーとか、そういったものの転倒防止とか、そういったことも含めて進めていかなければいけないと思いますが、これは管理部署等がございますので、そちらのほうと調整をとりながら検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

動物の保護ということは、私たちが防災リーダーのほうでいろいろな研修を受ける中でも、そうしたことを特に最近では取り上げられていますので、ぜひそういった課題も取り組んでいただきたいなと思います。

そして、非構造部材に対しても、一つの漏れもないように点検をしっかりとやっていただきたいということですのでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○6番 戸谷裕治君

76から79の、まずこちらのほう少しごらんいただけますか。成果報告ということで。こちらのほうに、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業ということで、事業成果のほうを見ていただきますと、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したとありますけれども……

○議長 高阪康彦君

何ページですか。

○6番 戸谷裕治君

35ページ。この成果のほう。こちらで言いますと、76から79にわたっている範囲のことでありますね。

いいですか、続けても。わかりましたか。

こちらのほう、私どもも成果ということで冊子をいただきましたよね、たしか。ですけれども、これは国の要望としておつくりになったと思うんですよ。町の10カ年計画、そしてマ

スタープラン等のリンクとかね、これがよくわからないというのは、プレミアムの商品券がこれの中に入ってきますよね、まず。プレミアム商品券というものがわかるようなものは結果として出てきていると思うんですけれども。この取り扱いを、これを補助金でこれをつくりましたということなのかなと。つくったけれども、町としてはこれから10カ年マスタープランとどちらをどういうぐあいにしていくのかなというのを、ちょっとよくわからないもので。これはこれとしてつくりました、補助金でと。それでこれは一旦、どういう感覚で捉えていったらいいんでしょうね。

どなたか、ちょっと説明していただけますか。

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、こちらの35ページのほうのまち・ひと・しごと創生事業ということで、こちらのほうの委託料ということでございますが、議員の皆様にもお配りをいたしました人口ビジョン総合戦略の関係のほう、ありますが、こちらのほうの作成につきましては、10カ年の総合計画が一番基本になっておりますので、そちらに基づいて、こちらの人口ビジョンということでやると。国のほうからの指針というかそういうもので、こうやって総合戦略のほうをつくりなさいよということになっておりますので、そちらのほうをこれから5年間、始めてからですけれども、続けていくという格好でやっております。

また、プレミアムの商品の関係の、マスターの関係もですが、基本が一番には総合計画が一番。自治法に載っておりますので、そちらが主になります。プレミアムの商品券の関係は、また国の補助が先回はありましたけれども、このようなことは継続して行うようなことであればまた財政のほうと協議もしなくてははいけませんし、それぞれ地元の商工会、また商店の関係の発展性を考えて行うということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○6番 戸谷裕治君

お尋ねしているのは、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を、これを立てるのに使われた九百何万というのが、これは補助金で立てておられるんですよね。これをつくるために、補助金をもらったの。他の府県では、ほかの仕事に、もう少しそれらしい100%補助というので事業をされたり、そういうことが多々ありましたもので。私どもの町の場合はこの策定、蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子をつくるために補助金をもらったという感じに見えるもので。

だから、そこを質問しているの。それだったらそれでいいんだよ。そのために補助金をもらいました、これをつくりたい、これをつくりたいから補助金をもらったけれども、こちらには10カ年とかマスタープランがあると。それがリンクしてやっているもので、中身はそう変わらんかなというようなことがあったもので。もうちょっと税の使い方が、ほかに使えたんじゃないかなということです。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員のほうから、政府の創生総合戦略の中で、私ども蟹江町も27年度には蟹江町版の人口ビジョンまち・ひと・しごと総合戦略をつくらせていただきました。お手元に配付させていただきましたが、これが総合戦略の本旨。そして、これは概要版でありますので、これが先ほど室長が申しましたように、私ども10カ年の総合計画、これに基本を盛ったものから、この5年間の総合戦略を策定したのがこの中身であります。

先ほどおっしゃった補助金の関係であります。これは総合戦略の中での作成費には補助がついておりません。今後、28年度からこの総合戦略に基づく計画を上げさせていただき、その事業の内容によっては交付金の対象にもなるんじゃないかという話をこれからやっていくわけです。

ことしの予算の中には、主要事業一覧表と、それから、まち・ひと・しごと創生事業一覧表、これは当初予算のところにつけさせていただきました。この中に、7つの項目に分けて、総事業の内容が30項目くらい事業をあげさせていただいて、それを参加して今進めているところあります。ですから、今後その新しい交付金の創生という話もありますので、そういうことを総合的に5年間進めた中で、どれだけ交付金の対象になるのかというような考えのもとで進めていきたいというように考えております。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。少し僕も勘違いしていた部分がありましたけれども。

10カ年という基本的なものがあるもので、これだけのためにわざわざということはないように、蟹江町があるための事業ということで考えていただいて、その中で国からの補助金はどんどん取れそうだったらどんどん取っていただいて、やっていただくと。そういう形で進めていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ページ数は、45ページと91ページの2点を質問いたします。

45ページですが、備考欄の下から3行目に、時間外勤務手当ということが載っております。これは昨年度よりもかなりふえてこの数字というのは上がってきているんですが、この時間外手当の背景ですが、どういうふうに理解していいのかわかりませんが、もしかすると、税務課職員が収納率を上げるために電話で督促、現年度分に対しても電話でお願いしているというようなご説明がありましたが、これは夜間にわたって主に税務課職員による対応ということなのか、その背景について少しお伺いをしたいと思います。

そして、蟹江町の各部署の中では、時間外勤務手当というのは、総務課のこの部分が一番多いわけですが、これがいつも監査委員さんが指摘しております職員の管理の面で、このことが何らかの影響がこの部分にあるのか、そうではないのか、少しこれは担当者とその背景をお聞きすると同時に、監査委員のほうにもこの辺についての何かご見解がありまし

たらお伺いしたいと思います。1点目はそれです。

次、91ページですけれども、備考欄の真ん中辺の19番に、負担金補助及び交付金というところで、交付金ということで通知カード・個人番号カード関連事務交付金1,000万円というふうになっておりますけれども、この交付金というのはどういう性質のものなのか、ちょっとよくわからないものですから、この交付金についての説明を、どこに交付するのかということをお願いしたいと思います。個人番号カード発行機器借上げ料はその上にありますので、この機器で発行したら終わりかなと思ったらそうではないのか、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のありました45ページのところの時間外勤務手当の件でございます。

こちらにつきましては、前年度比較で約387万円ほどふえております。内容ちょっと分析をしましたら、これは全般的にほかの課の人件費全般に言えるんですけれども、今回、去年、人事院の勧告で給料、地域手当のアップ、それから、給与も若年層を中心に給与月額が上がりました。その人勧を受けまして、再度4月にさかのぼっているいろいろ、これは人件費全般に前年度より多くなっておるんですけれども、全てそちらの人勧の影響が大だと思えます。時間外勤務手当につきましては、もとが給与月額のところをベースにそれぞれ個人、職員それぞれの月額に応じた率のところから算出する手当でございますので、この380何がし何万の対前年度比較の時間外手当につきましては、ほぼ人事院の勧告のところの手当の増が主だというように分析をしております。

じゃ、この総務費一般管理人件費の、この総務費のところ以外の全庁的なものはどうかということで、私のほうでいろいろ資料で調べましたら、全庁的な時間外勤務の時間数は、前年度比較で約350時間ほど増加をしております。内容につきましても、これ、物すごく詳細というか、各担当業務それぞれいろんな業務がございますけれども、その中で、先ほど来戸谷議員からのご質問もございましたけれども、地方創生の総合戦略の策定にかなり急な事務がございましたので、担当職員のほうもかなりタイトなスケジュールで策定作業に入ったというところで、ここら辺の総合戦略の策定に係る事務、それと、あとマイナンバー制度の関係の運用開始に伴う準備作業が、これは物すごくやはり時間がかかるというか手間がかかるところでございまして、ここの2つの主な内容といたしまして、業務的に増加の要因としては、この2つのところの時間外のアップが増加の内訳として分析をしております。

それ以外の全般的な流れも含めて、全般的な時間外としましてはほぼ前年ベースかなと思っておりますけれども、そこら辺の人事院の勧告のところの給与月額そのもののアップ、それと、急を要するところの地方創生関係、それと、マイナンバー制度の関係の業務のところを要因と分析をしております。

監査委員さんのご指摘のところの職員の時間外勤務等の管理の関係でございますけれども、

去年もそういったご指摘のほうを受けまして、人事の当局といたしましても、なるべく年次有給休暇等も含めて職場としてとりやすいような環境をつくれということで、幹部会におきましても、私のほうから各所属長にはお願いをしているところでございます。

実際、県内の町村で、全部で16あるんですけれども、ことし27年分、歴年で申し上げますと26年度、27年度で比較しますと、時間外の、まだまだこれ、年休の取得日数は低いんですけれども、1ポイントとか1つ上にランクが上がりました。年休の取得日数の平均値のところで、蟹江町はかなり低迷というか、26年までは下だったんですけれども、ことし27年の最新のところで1ランク上に上がりましたので、粛々と、年次有給休暇等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、そういったところで粛々と、そういう環境を整備していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○監査委員 平野正雄君

監査委員の平野でございます。

今年も結びのほうに職員管理のことにつきまして記載させていただきました。

私も公務員出身でございますが、なかなか課長級以上になってきますと、年20日休暇をいただけましても、全部を消化するという事はなかなかできません。これは、そう言いながら私も40年間勤めてまいりましたのですが、実際のところ、課長級が休まない職員がなかなかとりにくいというのが、ちょっと語弊があるかと思うんですけれども、やはり家庭もあります。人間としての元気回復のもとでもございますので、私は毎年これを提案しておるんですけれども、自分の経験からも、管理職の方は率先して休暇のほうをとっていただいて、人間力を回復していただき、すばらしい行政サービスをしていただきますようお願いしたいと思っております。

○議長 高阪康彦君

91ページの個人カード関連事業の交付金というのは。

○住民課長 鈴木 敬君

中村議員のマイナンバー通知カード・個人番号カード関連事務交付金についてのご質問について答えさせていただきます。

マイナンバーカード、通知カードは、蟹江町ではつくることができません。委託契約を結びまして、地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-LISといわれるところですが、そちらにつくっていただいております。簡単に申し上げますと、そちらでつくっていただいたカード作成代について、交付金でお支払いするということになります。

ですが、この金額につきましては、決算書の25ページ国庫補助金の総務費、国庫補助金の真ん中ら辺、中段ちょっと上ですけれども、個人番号カード交付事業費補助金で全く同額10分の10いただいておりますので、こちらが当たっているというような形になっております。

以上です。

○9番 中村英子君

今もご説明ありましたように、大変、日常の職員の業務も大変かとは思いますが、そこにまたマイナンバーだの、地方創生だの、さまざまなものが持ち込まれますし、時間外で対応しなきゃいけないし、休みもとれない状況も期間によっては発生してくるかと思えますけれども、職員の皆さんの健康というような面で、民間に比べればそれは大分違うのかもしれませんが、監査委員のほうから例年の指摘がありますので、改善の方法を頭に入れながら従事してもらえればいいかなというふうに思います。

そこで、もう一つは徴収ですけれども、さっきも言いましたが、電話督促という行為をやるというのは、日中業務のときにはやっていないのでは。日中やるときもあるかもしれませんが、これは日中業務時間にやるのか、相手は多分、いないですよ。いないことが多いので、夜、これ、何人かで体制を組んでそういうことをやっているのかどうか、その点についてだけ伺います。

それから、91ページの交付金の関係ですが、そうしますと、蟹江町の中ではこのカードはつくっていないということで、別団体にこれを依頼してつくっていると。そうすると、この交付金というのは、発行枚数で決まってくるんですか。それとも、一括契約みたいになっているのか、どういうふうなこれは支払いの仕方になるのでしょうか。発行枚数にもしかかわってくるすると、こういうやり方をしていますと1枚当たりの単価は一体幾らになるんだろうというふうにちょっと考えてしまうんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問いただきました電話催告の件でございます。

5月、9月、12月に集中的に、税務課と保険医療課の職員で構成する電話催告チームによりまして、電話で未納のお知らせをしております。これは、職員のほうには、日中のすき間時間を使って作業するようにお願いしております。時間外を使ってまでやることではないということで認識しております。

日中いない方が多いわけですが、留守電のある方につきましては、留守電の中に税金のことについてご連絡しましたということで、細かい内容は録音せずに、税金のことということでメッセージを入れております。あと、電話番号が不明な方につきましては、臨時職員2人おりますので、そちらのほうで訪問させていただきまして、ご不在の場合が多いものですから、不在連絡票というものを入れさせていただきまして、ちゃんと回っているということを本人に知らせておるところでございます。

ですので、こちらの作業につきまして時間外手当を使っているということは、ほぼないと思っております。

以上でございます。

○住民課長 鈴木 敬君

マイナンバーカードのことについての、続いての質問に答えさせていただきます。

こちらにつきましては、何ていうんでしょう、いわゆる物を買ったので、どれだけ買ったから何枚分お支払いしますねとかそういう形ではなく、一定期間置いて、あなたのところはこれぐらいの申請が来ているのでこれぐらいじゃないでしょうかというようなものが来 있습니다。当然のことながら、全国が集まってきますので、そういったものももろもろ集めた結果ですので、1枚当たり幾らというのはちょっと単純には出ないんですけども、一応、税率のほうからそういう申請、住民からの申請状況に基づき、全国で、はかりながらの請求に対してお支払いをしていくというような形になっています。

以上です。

○9番 中村英子君

事務的なことなので、全部を理解することはできないかもしれないんですが、そうしますと、発行枚数に関係なく1,000万円がこの相手方に支払われるということなんでしょうかね、今の話ですと。発行枚数がどれだけあろうがなかろうが、自治体の規模もいろいろありますので、住民の数というのは大いに違うわけですので、これは、そういう団体を支えるための、交付金になっているけれども、物としてこれだけ出しているの、例えばその発行枚数がふえようが減ろうが、加入者みたいなものでね、蟹江町は加入的な存在で出しているという出し方でこんなにも出しているのかどうかということなんですけれども。それだけちょっと最後に確認をお願いします。

○住民課長 鈴木 敬君

きっちりと枚数というわけではなく、先ほど申しましたとおり、ある程度の案分とかはされております。ちょっと細かい数字までは、その算式まではわかりませんが、そういった申請数、発行数が勘案されていることは事実だとも思います。

ただ、まだ、あくまでも始まったばかりで、国のほうも見込みの段階でやっているところはかなりありますので、単純に人口ですとかそういった規模で見たりですとか、そういったところもあると思います。ですので、今後、順次ちょっとそこら辺は細かく、今みたいな、言い方は悪いかもしれませんが、井じゃないような形にはなってくると思われます。

以上です。

○11番 奥田信宏君

1点だけ質問をさせていただきます。

83ページ、わかりやすいのは、本当は、実績報告書の中の36ページ、上から防災対策整備事業費の中の、避難所防災ボックスの購入ということで289万4,400円、これは震度5以上になりますと自動解除をしてほしいという話を、それこそ3、4年前から申し上げておって、これは対応していただいてありがたいと思っておるんですが、今心配しておりますのは、ち

ようどまた台風16号が来ています。震度5ですが、それだったら外れるんですが、今、雨だけ、今、時間80ミリ、あるいは100ミリというような雨が降ります。そうすると、水害の場合の、今これを開けられる人は、どういう人が鍵を持っているのか、それとも、ボックスの場合は揺すればあくものなのか、水だけの場合のあき方を、一遍お聞きをしておきたいなど。特にこれを一生懸命お願いしておりましたのは、地震が来たときの心配ということをお願いをしておったんですが、逆に考えると、地震がないとあかないんじゃないかという心配をして、そうすると水が入っているときに、遠くの人が鍵を持っていたら来るのが大変だし、一体にしてどういうふうな機能なのかを、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今ご質問ございました防災ボックスの件でございますが、これはあくまでも地震対策用ということで、地震が発生した場合に震度5弱で開錠できるというようなもので、南海トラフの災害想定でも蟹江町の堤防が7割ほど沈下して浸水するというような想定になっておりますので、そういった場合は、特に地震なんかは事前の予知というものがございませんので、そういった緊急性が必要と考えておりますので、今回その防災ボックスを小・中学校、それから希望の丘の8カ所へ設置させていただきました。

ご質問のありました浸水時、水害時の対応でございますが、台風なんかであればある程度、事前に経路とかそういったものがわかるものですから対応はできると思いますが、今、全国的にゲリラ豪雨とかそういったものがありまして、そういったときの対応というふうになりますと、防災ボックスはたたいてもあきませんので、施設管理者とか、今まで同様の町の私も安心安全課とか、それから消防にもそういった施設の鍵があるものですから、そういった緊急性を要する場合は、町の関係職員があげに行くという形にしかならないような、今の現状でございます。

○11番 奥田信宏君

多分そうだろうと思っていましたので。だって、例えばですよ、台風はずっと今、14号、台湾だか向こうへ行行って熱帯低気圧か何かになったんですが、実際問題は、雨というのは全然違うところでたくさん降っていますよね。今の北海道ですとか東北、台風そのものの雨だとは言うんですが、全然台風は違うところを通っても、雨だけはだっと降っています。多分、これから亜熱帯化が進むと、そういう雨の降り方が多分多くなるような気がしますので、そうすると、やはり例えばの話、そういう何でもないとき遠い人が鍵を持ってもらって来てもらうですとか、例えば役場の防災の方が来ていただくという話になっても、車は通れる通れない、まずそういうことがありますので、これはちょっと根本的にもう一つ、一押しみたいな話なんですけど、近いところの人で管理をお願いできるような人を探すなり何なり、そういうのをやっておくべきではないかなと一瞬は思ったんですが、隣の吉田さんが、それは壊して入りゃあいいんがやと言っていたので、まあそれもありかなとは思ったんですが、ただ本

当に、これはやはりちょっと、今の台風の、きょうもこれから今週の日曜日から月曜日と言われているんですが、ひょっとしたらあれはこの辺も大分雨が降るのではないかとと言われておりますし、一度その辺だけは一遍ご検討しておいていただきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと確認というか、ちょっと聞いておきたいと思います。

松本議員からあったペットの避難所の件なんですけれども、たしかに今、町民、本当にペットを、犬も猫もそうなんですけれども飼っている人も多いと思います。相談で、震災が起きたら犬をどうやって避難したらいいのと、ちょくちょく聞かれます。僕も、うちで大型犬、50キロを超す犬を2頭飼っておりますが、実際、ペットの避難所、実際受け入れができるのか、また、今までの震災でも、やはり車で車中泊の現状を余儀なくされていると思いますけれども、その辺もうちょっと何かありましたらお伺いしたいのと、個人番号カードなんですけれども、中村議員、91ページなんですけれども、それと、実績報告書の40ページです。

そこで、私もマイナンバー、個人番号、議案のときから反対をしておりましたが、件数的に1,419という今の現状の件数なんですけれども、今はもっとふえていると思うんですけれども、そこで実際にどのような年代の人がマイナンバーカードを受け取っているのか、ちょっとその辺の年齢構成がわかれば、教えていただきたいと思います。

なぜ聞くかという、結構、年配者が交付をしているということも聞いておりますが、実際そのカードの中には自分の個人情報がいっぱい入っておりますので、その辺、こういうカードですので取り扱いに十分注意してくださいというような周知の徹底をしているのか、その辺の点についてお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ペットの避難所の対応ということで、ご質問がございました。

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、必ずしも全ての避難所でペットの対応というのは可能ではないですけれども、例えば、小・中学校などのような校庭が広い場所であれば、仮設的にそういったペットの収容場所をつくるとか、今現在詳細には計画はしてございませんが、熊本地震でも、ネットなんかで見えていますと、体育館の中で一緒にペットが入っているような状況もあったようでございますが、必ずしもペットが好きな人ばかりでもありませんし、アレルギーとかそういったこともございますので、そういったことを考えながら、先ほども申し上げましたとおり、ルールづくりをして対応していかなければいかんとは思っております。

以上でございます。

○住民課長 鈴木 敬君

マイナンバーカードについての引き続きのご質問にお答えさせていただきます。

まず、交付枚数ですけれども、先ほど議員がおっしゃいました主要成果40ページ、1,419枚、こちらは一応3月までの交付枚数になります。今現在8月末の交付枚数としましては2,553枚、人口に対して6.8%、全国平均5.3%でしたので、かなりというか少しいい状態だと思います。

それから、年代別、どういう年代の方がとりに来て見えるのかということなんですが、すみません、大変申しわけないんですが、そういった詳しいデータを持ち合わせしていませんが、これはすみません、あくまでも私の私見ですけれども、当初は確かに年配の方が、おじいちゃん、おばあちゃんが多かったです。ただ、これをとりに来ていただくのは原則ご本人になりますので、夏休みですとかを利用していただいていた学生さんですとか子どもさん、申請していただいた方も来ておられますので、若干そういったところではかなりなだらかになってきたのかなと思いますが、まだやはりトータルで見れば、まだやはり年配の方が多いと思います。

あと、周知の関係なんですけれども、こちらはきちんとカードを発行する際に、そういった注意事項を書いた書面をお渡しし、きちんと説明させていただいた上での交付になりますので、そちらのほうは一応、窓口ではきちんとさせていただいているつもりであります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ペットの避難を、やはりペットといえど、やはり嫌いな人もいるので、避難所の中で一緒ということはなかなか難しいと思います。そういう面で、本当にまだ決まっていないような状況ですので、いつ来るかわからない震災もありますので、そういうことでペットがどのような避難ができるのか、ちょっとその辺、町民の方にもお知らせできるような体制づくりを進めていってほしいと思います。

それと、マイナンバーなんですけれども、ちょっと後からわかりましたら、資料なんかをもらえると助かるんですけれども、年齢構成的なことなんですけれども。

それと、まだまだ普及、6.8、全国的に5.3より蟹江町、進んでいるんですけれども、後、今このマイナンバーカード、個人番号で、町の申請でもこのマイナンバーの番号を教えてくださいとよく言われます。そういうことで、個人番号拒否をしても受け付けてくれるものなのか、その辺お願いいたします。

○住民課長 鈴木 敬君

マイナンバーを必要とする申請書類に、マイナンバーを教えなかったら、受け付けていただけるかどうかということですよ。

(「じゃなくて、ほかの、例えばほかの請求というか……」の声あり)

例えば、子育ての手当の申請に来ました、申請書にはあなたのマイナンバーが必要です、でも私、わかりません、申請できますか、という話ですよ。

(「ああ、そうです」の声あり)

すみません、住民課ではそういったマイナンバーを必要とする申請書はないものですから、そこら辺のことはちょっと詳しくわかりかねますが、恐らく、マイナンバーを知るには、まず通知カード、もちろん皆さん届いていると思うんですけれども、それがなければわからないというわけではなく、住民票、マイナンバーの記載された住民票を取ることができますので、もちろん本人が希望していただかないといけませんけれども、マイナンバーの載った住民票をくださいという申請をしていただかなければいけません、それでわかることもできますので、それを知った上で書いていただいて申請ということもできると思います。

あとは、担当者のほうでマイナンバーがなくても受け付けできるかどうかというのは、それぞれの事務の要綱というか所管があると思いますので、ちょっと申しわけございません、私はちょっと詳しくは、わかりかねてしまいます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

49ページの弁護士委託料77万7,600円なんですけれども、12で割れば6万4,800円ですので、まあ顧問料だと思いますけれども、この弁護士さんに関しましてはどのようなかわり方というか、例えば、月に1回来られるですとか、こちらから行くとか、もしくは何かあったときに相談するだけですとか、そういった、どういうふうになっているのかを教えてくださいたいのと、あと、例えばこの1年間でどのような相談をしたのか、いろんなちょっと個人的な情報もあると思いますので、難しいところあるかもしれないんですけれども、どのような相談内容があるのかというのを教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

49ページの1の上のところですね。弁護士の委託料で77万7,600円の関係のご質問でございます。

こちらのほうの弁護士につきましては、町の顧問弁護士お一人でございますけれども、顧問弁護士の委託料ということで、月額6万4,800円をお支払いしておるものでございます。

具体的に先生にどういう形でというご質問でございますけれども、非常に最近、こういった行政も、法的な部分でいろいろ問題、疑義が生じる案件が非常にふえております。例えばどのような相談がということでございますけれども、近年多いのは、個人情報公開のところ、こういった形の目的で公開請求が出て、それに対してどういう形でどの程度公開したかという、非常にそこら辺が町の判断で難しい部分がございます。あと、町の近隣というか周りを取り囲むところのいろいろそういったご相談案件がかなりございます。

月々何件かということなんですけれども、かなり最近頻度が多く、随時、先生のご予定を聞きながら、職員が弁護士事務所にお邪魔いたしまして、かなり案件としては最近多うございますけれども、先生がこちらに来ていただくのではなくて、私ども職員が出向いて、いろ

んな案件をご相談しておるという状況でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

わかりました。

ちょっと気になっていることというか、図書館の駐車場にずっと放置自動車が置いてあると思います。張り紙とかもしてあるんですけども、お話を聞けば、所有者の方に連絡をとっているけれども、なかなか対応していただけないというようなことを聞いているんですけども、はたから見ていると、張り紙だけ張って、蟹江町は何もやっていないじゃんというふうに思われるような感じもしますので、せっかく弁護士さんいらっしゃるんでしたら、連絡とっても動いていただけないというんでしたら、次のステップに進まなきゃいけないんじゃないのかなと。現状だと本当にほったらかしのような状態に見えますので、余りよくないんじゃないかなというふうに思います。

あと、その図書館の駐車場に関しましては、チェーンがしてあるんですけども、夜間、車がとまっているという苦情があります。役場のほうにもその苦情、多分来ていると思うんですけども、そのあたりの対応ですね、同じ方かどうかもちょっとわからないんですけども、車をとめてチェーンをするというような、車がとまっているのにチェーンをしているというのはやはりちょっと問題だと思いますし、チェーンをした後あけて車をとめているとなると、またそれはそれでいろいろ問題があると思いますので、このあたり対応をどのようにされていくかを教えてください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ただいまの図書館の駐車場の関係のご質問ですけれども、まずは、これまでずっととまっておるものにつきましては、張り紙等をつけさせていただいております、それに並行して、今、先ほど話がありました顧問弁護士のほうに相談をさせていただいております。これはまだ、これから継続して少しでも早く前に進めていきたいと考えております。

あと、実際の駐車場の対応についてでございますけれども、基本的には、同じ方が何回も駐車をしているというようなことは報告はいただいております。新しい方がとめて、張り紙等をさせていただくことによって、同じ方はほとんどないというふうに理解をしております。

また、通常の場合は、図書館の業務が終わった後に車等が1台もないことを確認しまして、チェーンで施錠させて鍵をかけさせていただいております。万が一、例えば1台とか車が残っておるような場合につきましては、出入りが2カ所ございますので、1カ所は施錠はさせていただきますけれども、もう1カ所はフックをつけさせていただいております。それにつきましては、外して出入りが一応できる、最後出ていっていただくときに張り紙を見て、車を移動するときにそれができるようなということで、対応をさせていただいております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

そういうような一応クレームもありますので、この同じ49ページの真ん中の下ぐらいに、職員の研修というような形でクレーム対応の研修もされていると思いますので、やはり真摯に対応していただければいいかなというふうに思っておりますので、そのあたりをよろしくお願いします。

○議長 高阪康彦君

暫時休憩をいたします。再開は、11時といたします。

(午前10時45分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

53ページの下の方から次のページあたりにずっと書いてあるシステムプログラムなんですけれども、これはどういうぐあいで、例えば県とか国からこのプログラムを使いなさいよというふうに来るのか、任意にそれぞれの自治体が、業者を選定したり入札したりして選ぶのか、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

実績報告書を見ていましたら、この27ページあたり、地方公共団体情報システム機構負担金というのがあったんで、それを見つけたんで、こういうところが口ききになってあっせんしていただきたりするのかなと勝手に考えたりしていたんです。その辺ちょっと教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

まずは53ページのシステムプログラム使用料の関係のご質問でございます。

こちらのほう53ページ、それと55ページにわたり、かなりのシステムプログラムの使用料ということで載っておりますけれども、こちらのほうは役場の内部情報系、住民の方々のいろんなご住所とかお名前とか生年月日とか、そういった役場で今、行政が運用しております住民の方々等々の内部的な個人情報を主に、基幹系と申し上げますけれども、基幹系のシステムの全般的な関連システムのプログラムの使用料でございます。

これ、ずっと見ていただきますと、53ページの、例えば下から5つ目に、14の就業及び賃借料のところの最初の住民記録システム等プログラム使用料とございます。これがいわゆる住基システム、一番根幹というか、もとになるシステムでございますけれども、それに波及していろいろお名前とか生年月日のところ等々をほかのシステム、すぐ下の印鑑登録とか国民年金とか税システムとか、全部関連の基幹系のシステムでございますので、蟹江町が独自

に持つ、蟹江町特有のシステムと申し上げても過言じゃないと思います。ほかの愛西市とか弥富市さんはそれぞれの住民システムをお持ちで、それぞれの特化した情報をお持ちということでございますので、これにつきましては、蟹江町独自のところの基幹系の業務システム全般のプログラム使用料ということでございます。

それと、使用成果報告の27ページでございます。地方公共団体情報システム機構負担金でございます。こちらのほうは前年度決算と同額でございますけれども、こちらのほうは、また先ほどのシステムプログラムの使用料の委託会社とはまた別の機構というか別のものがございます、先ほど住民課長のほうから答弁ございましたけれども、いわゆるマイナンバーの関係で、統括的にデータを取り扱っておりますいわゆるJ-LISと申し上げますけれども、そういったところのシステム機構の負担金、蟹江町の負担金ということでございますので、決算書の53ページあたりのシステムプログラムとは全く別物とご理解いただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。聞いてよかったです。勘違いしていました。

この蟹江町独自のプログラムということで、どこかのそういうシステムプログラムをつくる会社に委託しているのかなと思いますけれども、何社かで入札するとかいうやり方なんですかね、それとも、やはり使い方が一番大事なものですので、その使い方で選ぶとかということなんですかね。それか、もう、一本釣りでそこにこういうのをつくってくださいとかというんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問ありました基幹系のシステムにつきましては、ほぼその1社の電算の委託会社のところにはほぼ随意契約の形です。と申しますのは、先ほど申しあげました蟹江町独自の、もともとそういうパッケージというか、どこの市町村も共通な部分もございますけれども、蟹江町独自にいろいろ開発をしておりますプログラムがございますので、ほかの他社ではそこら辺のプログラムの内容を熟知していない状況でございますので、原則、基幹系のシステムにつきましては1社のところで全てお願いしておりますところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

何でお聞きしたかという、建物とか土木とか、それから車両とか、そういう具体的なものの、わかるものというのは、その都度入札だとか何とかやって、わかりやすくいいんですけれども、こういうのって、一遍食い込んでしまうと、食い込んでと言葉が悪いんですけれども、一遍採用してしまうと、よっぽどのふぐあいが無い限りは未来永劫ずっと

続くということで、まあ私も事業をやったんですけれども、そういう事業者から見ると、一遍入るとええなあという感じはするんですけれども、それはそれでその性格上、まあ仕方がないのかなと思いました。

以上です。

○議長 高阪康彦君

ここで、先ほどの戸谷裕治君の質問に対し、その答弁に訂正をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

先ほど、2款の中で戸谷議員から、蟹江町版総合戦略の関係でご質問いただきました。決算の主要事業成果報告書の35ページの3番目に、蟹江町版の地方総合戦略策定業務ということで、945万8,294円の歳出経費が上がっております。

これに対して、戸谷さん2つ質問いただきまして、これについての個々の事業があるかないか、それともう一つは、以降、その地方版の戦略事業の中で交付金はどうなるというようなお話だったと思います。

前段の策定経過につきましては、実は、平成26年度に国の緊急対策で補正予算で認められたものであります。ですから、町といたしましても、25年度の3月に補正予算を策定し、議決をいただきました。それで、繰越事業として27年度やっておりますので、実際は国庫補助の全額対象になっております。

77ページ、79ページにその内訳として報償費、それから、この報償費は策定委員会の報償金23万2,000円、そして需用費が2万4,694円で、委託料として地方版総合戦略策定基礎調査委託料920万1,600円、トータル945万8,294円の支出に対しまして、決算書の25ページの歳入の国庫支出金、上から5段目ぐらいにあります国庫補助金の政策推進費補助金、繰越事業費充当財源地域住民生活緊急支援のための交付金、地方版総合戦略策定事業945万8,294円ということでありますので、この策定事業に係ることにつきましては100%国の補助金で賄っているということを訂正させていただきます。

あと、先ほど申しましたように、この28年から4年間、8、9、10、11と、この4年間にビジョンを進めていくわけでありますが、このような交付に対しましては、先ほど申しましたように、これは交付金があってもなくても、人口ビジョンとして蟹江町は達成する事業として上げさせていただきましたので、最大限、交付金の対象になるように努力いたしますが、交付金があってもなくてもしっかりと事業を進めて、人口ビジョンの達成目標に向けて進めていきたいというように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、98ページから131ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

ページ数は107ページ、上のほうで地域支え合い体制づくり事業委託料というのが37万ほどありますけれども、町内のNPO法人に委託をされて、高齢者の生活支え合いのためのシステム構築のためのそういう取り組みをされておるわけなんですけれども、実績書の48ページのほうにその内容書かれておるわけなんですけれども、今回、延べ参加人員という形でこのサポーター、ボランティアの養成、研修だとか書かれているわけなんですけれども、これって延べ参加人員にまだ枠はあるわけなのかちょっとお聞きしたいのと、それと、地域支え合い体制づくり事業において、地域の高齢者を支えていくというボランティアの育成の取り組みでありますけれども、従来のボランティアだと、調整だとか相談にとまらず努めてみえたわけなんですけれども、地域活動団体も蟹江町にもあるわけなんですけれども、そういったところとの連携や、ボランティアの養成・研修による支援によりまして、今後、町は地域支え合い体制事業をどのように考えてみえるのか、ここでちょっとお聞きしたいなと思いますのでお願いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、主要事業の48ページの各講座での定員人数の余裕があるかについてお答えをさせていただきます。

まず、各教室定員は20名として募集をさせていただいております。今現在、実績のほうでいきますと、延べであります、大体15名から17名の方が申し込みのほうをさせていただいております。受講していただいておりますので、若干の余裕はあるかと考えております。

それから、今後の地域での支え合いシステムについてでございますが、高齢者の生活を支えるためのシステム構築といたしまして生活支援整備体制支え合いづくりを今後進めてまいります。これは社会福祉協議会に事業を委託します事業でございます。

そこで、社会福祉協議会におきまして、支え合いの生活支援の担い手の養成やサービスの開発、資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域のニーズ、サービスの提供者のマッチングを行うものでございます。その中で今現在、社会福祉協議会におきまして、生活支援コーディネーターの配置、資格を取っていただくように講習のほうを受けていただいておりますので、今後とも社会福祉協議会の生活支援体制整備事業と、今現在やっておりますNPO法人の担い手養成と、タイアップしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

次長のほうからも答弁あったんですけれども、延べ参加人員は大体各教室20名ぐらいということだそうですので、まだ若干の余裕があるということで、こういった住民の皆様にも周知、

徹底はされておると思うんですけれども、まだまだ知られていない方もいると思うので、そういった周知を今後どのように考えているのかを聞きたいのと、今回のボランティアのしかけづくりと言ったらあれですけれども、今回こうしたNPOさんが委託を受けて取り組んでみる、これは大変いいことだと思うんですけれども、地域の支え合いということで蟹江町にもいろんな団体さん、今まで既存の団体さんがあるわけなんですけれども、やはりこういったところにもしっかり町当局のほうからも声をかけていただいて、何ができるかということをしきりと話し合いながら、この地域づくりというものを進めていかなきゃいけないなど、このように思うわけなんです。

実は、それとあわせて、個人におけるそういうボランティアの取り組みということも大事になってくると思うんですけれども、7月31日に地域包括ケア後援会が蟹江町で行われました。そのときに老後をつくるということをテーマに掲げて先生がお話しされておりましたが、まず取り組めることから始めようという、日ごろの挨拶にあわせ、相手がほっとする、私のことを気にしてくれると思える一言が、地域の見守りの力につながっていくと思う、このように言われておりました。

そうしてみると、何かをするついでと言ってはいけませんけれども、ごみ出しの日があれば、高齢者の方で体の不自由な方があれば、声をかけながら一緒にごみを持って行ってあげるだとか、そういった新しいボランティアの取り組みというの、今後考えていかなきゃいけない部分もあるんじゃないかなと思うんですね。

個人で何ができるかな。支え合い事業の、そういったよそのほうの取り組みを見てみますと、まず、自分でできることは何かということで、個人によっては違うと思うんですけれども、車の好きな方も蟹江町にはあると思うし、それでは車の好きな方が移送サービスだとか病院の送迎をやってみえるところもあります。

また、パソコンの好きな人が事務仕事をやったり、広報、また申請の手続などのお手伝いをされておるところもあります。また、家事が好きな人は、掃除、洗濯、料理とか、そういったものやってみえる地域もあるということをお聞きしております。

そういった面では、これからの新しいボランティアということで、本当にまず自分からできることは何かということも、今後、蟹江町としても、やはり呼びかけていかなきゃいけないことではないかなと、このように思っております。

そういった面で、新しいボランティアの育成ということ、このことはどのように思ってみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

新しい総合事業等に移行する中で、新しいボランティアの形というのは構築していくべきであると考えております。そういった中で、まず、先ほど議員が言われましたように、自助、互助というのが共助、公助というのが重要になってくると考えております。

今、社会福祉協議会と私ども高齢介護課と連携を図りながら、まずは生活支援整備体制事業、これは互助になるかとは思いますが。そういった互助の中で、地域でのボランティア活動、住民組織の活動の発掘、それから地域での資源開発というのをまず手掛けてまいります。

それと、先ほど言われました7月31日の講演会の中で講師の方が、隣近所の一言声かけ、あるいは資源ごみの、ちょっと出せないから、私、手伝ってあげるわという、そういった近所のつき合いが重要になってくると言われたかと思えます。その近所の力というのは、今、先ほど4助の中に、プラス近助、近所の助け合い、力が必要になってくる。

この近助につきましても、先ほど言いました生活支援整備体制事業の中で、地域での支え合い、担い手等を要請する中で、地域、そこの中で近所の力、昔からいわれます向こう三軒両隣のつながりがいかに大切かということ、講演を通しながらPRをしていきたい。また、そういった、そこから自主グループができればというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、新しいボランティアの育成ということもひとつ視野に入れて、取り組んでいただきたいなと思うんですね。

もう一つ、活動団体の方が一番立ち上げにしても、新しくこれからつくられる方が一番心配されているのが、やっぱり活動場所や運営費の問題だと思うんですね。このような、地域で頑張ってみえるリーダーの方もあるわけなんですけれども、場所や運営費の問題で活動がとまるようなことがあっては、これは町としても本当にマイナスになってくると思うわけなんです。

そういう意味では、この総合事業の移行の中で、空き家対策も取り組んでみえるわけなんですけれども、空き家だとか空き店舗、また、そういった介護予防事業で福祉的に活用できるところなども改修をしていただきながら、家賃の補助、また運営費などといった、そういった支援がこの地域支え合い事業の中で取り組んでいかれないのかなと、こういったことも必要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

特に、場所、拠点を決めるということで、非常に団体の方は、今後新しくつくっていかうかなと思う方、非常に心配されてみえるところもあるものですから、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

総合事業に移行に当たっての福祉施設、高齢者支援の施設と本拠地となる場所に関しまして、空き家や空き店舗を活用すればということでございますが、確かにグループホーム等、福祉施設、高齢者支援施設の整備に空き家を活用することで、まず開設のコスト等が軽減されるなど、効果的な整備につながる可能性があると考えております。

また、今後、空き家、空き店舗の活用につきましては、今後、関係機関と連携、調整をしながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて4款衛生費、130ページから151ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

どこで質問しようかなとちょっと迷っておりましたけれども、先ほど、こちらのほうで147ページの太陽光発電設備です。そして、こちらの成果報告のほうの61ページの事業効果というところで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この設備をされて、我々は太陽光って考えますと、再生可能エネルギーですね。を、例えば家につけるということになりますと、費用が電気代として安くなるとか、何かそういうメリットのことを考えながらやるんですけれども、これはまずどれぐらいの電気を賄うのか、そして、ここに書いてある事業効果のところの後ろの部分ですね。停電時、わずかでも対応できるよう太陽光設備を行ったということですが、そうしますと、この太陽光は停電時だけ使うもの、そのための設備。その辺もちょっとお教え願いますか。ふだんは太陽光は使っていないということ。そこら辺ちょっとお教え願えますか。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、太陽光発電システム、保健センターに設置させていただいたものについてご説明させていただきます。

容量としましては10キロワットの規格のものでございます。太陽光発電、太陽光発電といって、東北の震災以降、非常時の電源云々ということで、積極的に国ですとか地域でエコのため、電力会社の負担を減らすためというところで、個人のお宅でも事業主さんでも、メガソーラーですとかそういうのを積極的に設置させていただいているんですが、蟹江町の保健センターに設置させていただいたものにつきましては、太陽光パネル10キロワットのものでございますと、日々太陽がこうこうと照っているときに、それが蓄電池、リチウムイオンバッテリーのほうに常時充電された状態になります。その常時充電されたバッテリーのものが、例えば、昼夜問わず中部電力からの電源供給が断たれますと、直ちに保健センターの主要照明、事務所ですとか先生に診察していただく蛍光灯の電力として流れる切りかえが行われることになっております。

それから、通信システム等、また必要な電源が災害当初から本部と連絡をとったりするために、必要なコンセントの部分まで流れる仕組みとなっております。

補助金をいただいた性質上、これを一般のご家庭のように売電するですとか、ほかのものに回すという考え方は、今回設置させていただいたものについてはございません。

ですので、本当の救護所の当初の初動として、最低限必要なものとして稼働できる状態で、日々の太陽のエネルギーが、ほかの保健センターの中のいろいろな電気機器のほうに積極的に回るような仕組みとなったものではございません。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

そういう災害のときには、本当に必要だとは私も思っておりますけれども、本当にどれぐらいの、蓄電時間とか、そういうこともお教え願ったらよかったのかなど。せっかくだいいことをされるのに説明が不足しているもので、わからないということがあって、そこら辺が、この2,000万円近いお金を使ってやる事業としての説明責任ってあるから、これからそういうことは気をつけていただきたいなど。

それと、蓄電機能がどれぐらいと、どれぐらいの室内を賄えるのかと。例えば、高圧とかそういうのは絶対無理ですから、もともと。それはふだんの電気でやっていくんだらうなと思うんです。そこら辺もちょっと、どれぐらいのものを賄えるかというのをお教え願えますか。

○健康推進課長 小島昌己君

実質的にですが、先ほどちょっと説明が不足いたしまして申しわけありません。例えば、夜間電力が断たれました。それで救護所に搬入されてきますと、先ほど申し上げた主要な蛍光灯ですね。それが全部、その必要な、つくことになっている蛍光灯を全部つけてしまいますと、約1時間、リチウムイオンバッテリーでもつくことになっております。そこに、ほかのものをぶら下げてしまいますと、それ、1時間以下、使い方にもよるんですが、だんだんと落ちていくというふうの業者からの説明を受けております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。今の説明を受けまして、保健センターの主要な部分というのは、その日、どこを使うかというのを大体お決めになって、この範囲のここを救命センターにするとか、そういうことを決めていかないと、ざあっと流れますと、蓄電池の機能もいっちゃうもので、何かそういう、時間を少しでも延ばせる考えをされたほうがいいんじゃないですか。

以上でございます。

○健康推進課長 小島昌己君

戸谷議員ご指摘のとおり、大切な電力ですので、有効に活用させていただく必要があると思います。それで、最大限使ってしまうと、1時間前後のところということではありますが、ほかからも情報収集をさせていただきまして、蛍光灯ですとか、そういったものは積極的にLED照明にかえていくことによって、その時間が何倍にもなるわけではございませんが、

延命することができます。

一番やはり大事なものは、通信機器でありますので、ドコモ無線、携帯無線のほうですとか、電話がNTTの復旧がされれば、そこにまずはいくことが必要になりますので、その辺を十分に考慮しまして、今後の施設の改修とあわせて、順次有効な活用ができるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は135ページ、予防接種事業についてであります。

本町でも定期接種に取り組んで、感染症のそういった蔓延や集団発生を防ぐ取り組みをされておるわけでありましてけれども、ここで、子供のB型肝炎ワクチンの定期接種について、ちょっと少しお伺いしたいと思っております。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスに感染する人の血液や体液を通じて感染することで起こる病気ともいわれておりますが、これまでは、B型肝炎ウイルスに感染した母親の血液が赤ちゃんの体内に入ることにより感染してしまう母子感染が大半でありました。最近問題視されているのが、父子感染など家庭内感染や、保育所等での子供同士による感染で、特に乳幼児期での唾液や汗、涙などの体液を介して感染する例が、最近はややふえているということをお聞きしております。

本町では、最近、こうした子供さんがB型肝炎ウイルスに感染されたとの事態は起きているのかどうか。まず、ここをお聞きしたいと思っております。

○健康推進課長 小島昌己君

では、松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

子供さんがB型肝炎ウイルスに感染されたなどの事態ということでございますが、妊娠後、妊婦健診を受けていただく中で、必ず妊婦の血液検査が行われまして、妊婦がB型肝炎ウイルスに感染しているか否かの判定が、必ず行われることになっております。

今、議員からお話いただきました、B型肝炎ウイルスに感染した母親の血液が、出産時赤ちゃんの体内に入る母子感染につきましては、蟹江町における過去5年間の妊婦検診記録によりまして、平成23年度2件、平成24年度、25年度ゼロ件、平成26年度2件、平成27年度1件の事案を確認しております。いずれも、母子感染対策マニュアルに基づき、出産と同時に適切な医療での処置がなされております。

次の、家族間や保育所などでの乳幼児期の体液感染につきましては、10年ほど前までの蟹江町保健センターでの記録などからは、感染事案は見当たりませんでした。

以上です。

○1番 松本正美君

そういうことだということではありますが、今回、国のほうが対策として、本年10月よりB型肝炎ワクチンの定期接種の取り組みを打ち出しております。本町では、このB型肝炎ワクチンの定期実施に向けた取り組みは今後考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、B型肝炎ワクチンの定期接種についてお答えさせていただきます。

蟹江町におけるB型肝炎定期予防接種についての取り組みにつきましては、改正予防接種法施行令が平成28年6月22日に公布され、この10月1日に施行されることによりまして、本年、平成28年4月1日以降に生まれた乳児から、順次、満1歳に至るまでの間にB型肝炎ワクチンを3回接種するための必要な予算を、本議会の補正予算案として上程させていただいております。

補正予算案をお認めいただくと同時に、詳細なB型肝炎ワクチンの接種のご案内を遅滞なく対象者の方へお知らせし、定められた期間内に安心してワクチンを接種していただけるよう、必要な準備を整えている状況であります。

以上です。

○1番 松本正美君

そういうことで、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、周知徹底を、しっかりその段取りがつかまりましたら、していただきたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、子育て推進課長、住民課長、健康推進課長の退席と消防本部総務課長、給食センター所長、生涯学習課長、下水道課長、まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前11時32分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時33分)

○議長 高阪康彦君

続いて、5款農林水産業費、150ページから159ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、158ページから169ページまでの質疑を受けます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

163ページの上のほう、15番のげんき商店街推進事業費補助金というところなんですけれども、ずっと前に商工会から話を聞いたときに、同じような内容の事業をずっとやっておっ
てはいかんよ。目新しいことをやっていかんと、補助金がもらえなくなるよというような話を、
県からの補助金がもらえなくなるよというような話を聞いたことがあるんですけども、
正式な、どういう書類を、ちょっと見たことはないような気がするんですけども、その辺
が、実際、県の指導方法というんですか、そういうのを一遍お聞きしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

安藤議員のご質問にお答えいたします。

げんき商店街につきましては、以前はがんばれ商店街というのがございまして、それから
引き続いてげんき商店街というふうで、27年度につきましても、7つの事業が開始されてお
ります。

議員の言われます件につきましては、商工会のほうに、うちのふるさと振興課のほうから連
絡をしたのは、やはり県のほうからの指導です、これは。指導で、新しい事業、同じ事業を
3回以上、3年連続で実施するということは、商店の活性化という感じにはならないとい
うことで、よくやっても3年までで新規の事業を取り入れてくれというふうな、そういう指導
で入っておりますので、要綱ではございません。指導でそのような形になっておりますので、
よろしく申し上げます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

3年をめどにということですかね。ただ、地元商店の事業というのは、単独で商売でやる
イベントなんかというのは、それはいろいろ目先を変えてというのもわかるんですが、結構
地域の昔から根づいている行事、お祭りとかそういうことにも結びついて、関係してやっ
てるとかという、いろいろ歴史的なつながりがあったりするんですけども、そういった場
合には、やはり、もう同じことをやっておるから削減対象になるとか、そういうことなん
でしょうか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

県の商業流通課のほうとも年に1回か2回、まず始める前に、こういうことを来年度はや
りますが、よろしいですかという申請を持って伺います。県の商業流通課のほうは、昨年度
のことを見られるわけですが、あくまでこれは商店の活性化というのが主でございまして、
全部を変えるということは、なかなかそれは理解を県のほうもしております。

ただ、何か新しいものを入れて考えて、県の補助金ですので、考えてイベントをやっ
てただけはないかという、そういうふうな県の要望がございまして、何か新しい、ほんのち
よっと、少しのことでいいんですが、新しいことを取り入れてもらうということを、1つ例を
挙げれば、住民との活性化ということで、住民との触れ合いというものもあるもんですから、

1つ簡単なことを言えば、町の大工さんがおって、その子供が木を切ったり、そういうイベントとか、何かをつくるという、それも一つのその商店の活性化にはなるといいますし、店を覚えていただくということもできると思いますので、そういうことをいろいろな発展会商店街のほうで考えていただくといいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

戸谷でございます。

163ページの0004番のプレミアム付商品券発行のことですけれども、これは本当に昨年度は大成功のうちに終わりました、よかったなと思っております。また、ことしは補正ということで、今、上げておられます。

ステップアップ事業のように、これから3年間ぐらいは、次年度から、こういうことは本予算として上げていただいて、そうしますと、また新しくステップアップしたプレミアムみたいなことを考えていけるもので、そういうことができないかなと。せつかくこれだけのことを、これはもう一時的なことですから、町としてこういうことを少しは考えていっていただけると、そこには子育て世代、高齢者、どういうところを、その年、その年の狙いとか弱者とかいろいろなことがありますけれども、一応目標を決めていきますもので、いろいろな使い方ができると思います。

ですから、そういう、ちょっと3年ぐらいをめぐらして、ちょっとその間をやっていたかいたいなと思えます。この大成功のうちに終わったものですので、そういう要望です。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

169ページの消費者行政活性化基金事業のうちの消費生活相談員への報酬金ということで7万8,000円上がっております。私も、今議会の初日に、これに関連して議案第49号ということで、津島市と蟹江町との間の消費生活相談等の事務委託に関する規約に関する協議についてということで議案が上がっております。

今まで、この消費生活相談員ということでやっておられる事業で、ちょっとその辺で、再度、関連して質問したいと思えます。

この内容については、6月議会の全協のときにも少し報告がありましたが、何せ今回議案で上がっておりますので、再度ちょっとお聞きします。

1点目として、消費生活相談事業なんですが、最初の初日にちょっと聞いたんですが、なかなかわかりづらいということで、再度お願いします。

消費生活相談事業は、現在でも海部の県民センター及び海部地区の自治体で行われております。このことによって、センターができることによって、どう変わっていくのかということのまず1点。

2点目として、海部地区一帯がこのことで取り組むことによって、どんなメリットがあるのでしょうかということです。

あともう一点なんですけれども、先ほど戸谷議員からもありました、163ページのプレミアム付商品券のことで少しお伺いします。

昨年、このプレミアム付商品券発行された事業なんですけれども、この協賛事業で参加費のことでちょっとお聞きしたいと思います。これ、商工会にお任せしたような形、実施主体が商工会ということで、この参加費なんですけれども、商工会の会員と会員じゃない人で、商工会の会員さんがとってなくて、会外の人が5,000円ということちょっと聞いているんですけれども、せっかく蟹江町の事業なんですんで、商工会の会員さんじゃない人からとるというのがどうなのかなということを、少しお伺いしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

板倉議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、消費関係の件でございますが、今回、海部地域の消費生活センターを議案のほうで出しておりますが、まず1つは、消費生活相談事業が現在海部県民センター及び海部地区の自治体で行われているが、センターができることでどう変わるのか。それともう一点は、海部地域が一帯で取り組むことで、どんなメリットがありますかということでございますが、これにつきましては、まず平成29年度より、海部地域の消費生活センターができることによって、現在と同様に平日は毎日、海部地域消費生活センターで相談を受けることとなります。

また、本町の場合は、現在、広報にも掲載いたしておりますが、月に1回の相談窓口が巡回相談により毎週1回、これが巡回指導により毎週1回、月に4回程度開催されることとなりますので、消費生活相談は拡充されると考えております。

なぜこういうふうになったかということ、細かく再度説明させていただきますと、現在、相談業務を行っております県の海部消費生活相談室につきましては、県が発行する愛知消費者安全プラン2016、これは第二次愛知県消費者行政推進計画に基づき、平成31年3月までに、消費生活の総合センターを1カ所に集約することとなっております。これ、予定としまして、名古屋のセンターになると思います。海部地域の消費者センターが開催されれば、管内の市町村の相談体制が整ったと判断し、消費者生活相談へ機能を集約することになるということで、海部・津島全員で広域的に消費のことについてやっつけよう、取り組もうということで管内の行政でそのように話をし、このようになったわけでございます。

それから、メリットといたしましては、先ほど、前にもお話を申し上げましたが、窓口が拡充されること。また、海部地域の住民に対して、同一条件で高い水準のサービス提供が可能となってきます。また、本町のみでセンターを設置した場合、人件費や機能の維持管理費などを本町のみで負担することになりますが、一体で取り組むことにより、それらの負担が軽減されるということでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

愛知県のほうが、この行政の推進計画によって、集約されるということが関連しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、プレミアム商品券の件で、平成27年度の事業で、商工会の非会員から参加料を徴収した理由についての件でございますが、ご説明する前に、今回、大型店が30店、それから大型店以外が207店、全部で237店の商店がこのプレミアム商品券に関して登録をされましたので、よろしく申し上げます。

そのうち、非正規につきましては、今からご説明させていただきます中に入りますが、一応20業者が参加をされました。確かに議員の言われますように、参加店のうち、商工会会員からは登録料は徴収しておりませんが、非会員の事業者のうち、一般事業者は5,000円を負担していただきました。商工会の決算では、非会員、先ほどご説明しましたが、非会員の20業者の参加実績があったということでございます。事業内容は、商工会が決定し、進めてきましたが、町からの助言も行ったところもございます。

消費者の立場からですと、蟹江町内の開業しているお店全てが利用できることが望ましいところであります。商工会が事業を行うことに当たって、商工会に加入している、いわゆる商工会の会員になってみえるお店しか利用できないことになると、非常に使い勝手が悪くなることも考えられますので、制度設計の段階で、参加希望を募って実施したところがございます。

また、商工会が主となって実施したこともあり、商工会の会員の立場から考えますと、会員でない事業者が同じ条件の下で参加し、この事業の売上増加が見込まれていることへの公平感の対応の一つとして、参加料を徴収したとも考えられています。よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

1点目の消費者生活相談センターの件なんですけれども、今まで蟹江町でも月1回が月4回になるということなんですけれども、そうすると、今までこの相談件数というのは、どのぐらい月にあったのかということと、それについてと、今、答弁のほうでも、人件費や機器の維持管理ということもありましたけれども、そうすると、人件費の問題で消費生活相談員のこれからの雇用形態、どのようになってくるのかということと、29年度以降の事業運営と各市町村が津島に委託料として負担する割合なんですけれども、この割合的なことも、わかれば教えていただきたいと思えます。

2点目のプレミアム商品券なんですけど、実際に蟹江町の事業を商工会に委託したということで、蟹江町自体の事業ですんで、商工会の会員でないのとあるので事業の参加費が違うというのも、いまいち私もわかりづらいと思えます。

そういうことで、今後、これからこういうような事業がある場合に、そういうことがないのいいのかなと思えます。実際に、今回、これ事業、全国的な事業でもありましたが、こういうことで、ほとんどが商工会に委託しておりますが、商工会に委託した中でも、参加費、

どこからも取っていないという自治体もあります。

そういうことで、蟹江町もこのような取り組みを考えていただきたいと思いますし、あと、この事業、交付金のプレミアム付商品券の発行事業について、3月議会のときに全協のときにもある程度報告は出しましたが、その後、もうちょっと詳しい事業報告、事業の効果等がどのくらいあったのか。金額等もわかりましたら、お願いしたいと思います。

以上、これについてお願いいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

まず、消費関係の板倉議員のご質問にご答弁させていただきます。

若干、ちょっと質問が多いものですから、抜けておりましたら、またご答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、蟹江町の現在の現状でございますが、毎月第4火曜の午後1時から午後4時まで、蟹江町役場の相談室の中で開催をしております。これは消費生活専門員1名で対応しております。

27年度の相談件数でございますが、実績としましては13件です。それから、平成28年度の相談件数の4月末まででございますが、3件の件数ございました。それから、平成29年度以降の事業運営及び各市町村が委託の割合などはどうなのかということでございますが、5年間、申請をして評価されれば7年間になります。一応、国は5年間で交付金を打ち切る方針であり、交付金がなくなった場合等もございますが、週4日の勤務者を2名と週2日の勤務者を3名、計5名を採用し、海部地域……。

(「ごちゃごちゃになってない。質問と答弁が、何か。雇用形態のほうで」の声あり)

新しい雇用形態ですね。雇用形態は、週4日の勤務者を2名と週2日の勤務者を3名の計5名を採用し、海部地域消費者センターの常勤が2名が勤務し、残り3名が巡回指導の勤務となる予定でございます。身分としましては、津島市の非常勤職員となり、勤務形態に応じた月額報酬を支給するというところでございます。

(「委託料の負担割合は」の声あり)

負担割でございますが、29年度の事業運営につきましては、各事業に係る費用を、現在、各関係市町村と協議を詰めておりまして、来年度の当初予算の時期までには確定をさせるという予定になっております。

一応、人口割、一般財源として、県の補助金を控除したほかから、一般財源分を均等割と人口割により算出した額を負担することで申し合わせがなっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

県の補助金は、先ほども言いましたように期限が限られておりますので、県の補助金が打ち切られたときには、一般財源が増加すると思っておりますので、そのときには、センター事業のあり方を見直す必要があると考えておりますのでよろしくをお願いします。

(「プレミアム商品券の効果があったのか」の声あり)

プレミアム商品券の効果につきまして、事業効果などにつきましてですが、まずこれ、平成28年3月の議会にも全員協議会で報告をさせていただきましたが、参加事業者及び消費者アンケートなどの集計結果等を分析しますと、商工会が発行するプレミアム付商品券発行事業については、消費者の購買意欲拡大を図り、町内事業者の売上向上、地域経済発展、それから地域活性化が広がったと考えております。

消費者のアンケートでは、かに丸くん商品券がきっかけとなった消費発生率は、購入額の1.315倍となっており、発行総額1億9,200万円から単純計算しますと、約6,000万円ほどのプラスの消費効果があったものと考えられております。

アンケートの一例を挙げますと、かに丸くんの商品券を今後も発行してほしいと。これは利用者の方から要望がありました。特に30歳以下の女性の方から、そのような意見が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、27年度の事業内容の関係で、事業費としては1億9,910万1,733円、財源内容は商工会発行収入額が1億6,000万円、町の補助金が3,892万4,000円でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

いま、報告があったプレミアム商品券、何かよく、金額的に経済効果が幾らかあったのか。それをちょっと聞いたかったんですけども、わかったら教えていただきたいのと。

(発言する声あり)

1.35倍って言っていましたか。

それと、最後の負担割合の件なんですけれども、国の交付金なんですけれども、今後どうなるかもわかりませんが、この交付金、実際なくなった場合、県の補助金はあったとしても、国の交付金自体なくなってしまうたら、この消費センター自体、どのような運営体系にしていくのか。そのことについて最後にお伺ひします。

○議長 高阪康彦君

暫時休憩をいたします。

答弁は、午後の再開から答弁といたします。

(午後0時01分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

奥田信宏君から、都合により少しおくれる旨の申し出がありました。

板倉浩幸君の質問に対する答弁から始めます。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

板倉議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、消費生活センターの運営の関係でございますが、再度、ご報告をさせていただきます。

29年度以降の事業運営費につきましては、県の補助金を控除した一般財源を均等割と人口割により算出した額を負担することになっているということでございまして、人口割が10月の末ごろには出ると思いますが、国勢調査の人数でという形での人数になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今の県の補助金が切れた後につきましては、津島市を初めとします4市2町1村と協議をして、存続をしていく方向で進めていくというのが原則だと思います。これは、今の平成27年度の海部県民センターの実施をしている相談件数を見てみますと、現在でも蟹江町ですと114件の相談件数がございます。津島市が197件、愛西市が194件、弥富市が117件、あま市が219件、大治町が74件、飛島村が4件、蟹江町は114件の相談件数が、海部県民センターのほうに寄せられているということでございまして、補助金が切られたからといってなくするということは、まずこれ到底無理なことではございますので、その辺を今後4市2町1村で、どのような経費でやっていくかということを検討しながら、前向きに存続していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、プレミアム商品券の費用効果の件でございますが、先ほども若干答弁をさせていただきましたが、消費者のアンケートでは、かに丸くんの商品券がきっかけとなった消費発生率は、購入額の1.315倍となっており、発行総額1億9,200万円から単純計算をいたしますと、約6,000万円ほどのプラスの消費効果があったものと考えております。

ご参考まででございますが、これは比例ベースでございますが、かに丸くんの商品券をきっかけで、ふだんより高額な商品、サービスを購入した人は38.4%、それから、23.1%は現金による追加消費を行っております。また、日常生活のみに使用した方は53.0%でございます。

金額ベースにしますと、かに丸くんの商品券がきっかけとなった消費発生率は、購入額の1.315、これ先ほどご説明しましたが1.315倍でございます。それから、使用された商品券のうち、新たな消費、これはふだんより高額な商品、サービスなどに使われたのは、平均で8,890円で、使用された商品券の1.247倍でございます。

追加消費としましては、ふだんより高額な商品、サービスのために追加した支出現金等は、平均2,467円で、使用された商品券支払額の1.069倍でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、168ページから189ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

181ページですが、備考欄の街路整備事業費の中にありますJR関連につきまして質問をいたします。

ここにJRの蟹江駅の周辺都市計画変更業務ということで、委託料として平成27年はありますが、それ以前26年度は、数千万円調査費をつけたりしてこの事業が始まってまいりまして、今の議会にJRとの工事費の締結ということの議案が出ております。

そこで、関連してお尋ねしますけれども、先日の全員協議会の折に説明を受けましたところ、この工事のうち、橋上駅舎に係る分、およそ8億1,800万円というふうになっておりますけれども、これを負担金としてJRに出すというお話になっております。そして、その後の、この駅舎がどこに帰属するのかということについて説明がありました。それは、JRの財産になると。JRの所有権がありまして、JRの財産になるんだよという契約だというお話でありました。

そこで、これが法的に問題がないのかどうかということから質問をいたしますが、今回の事業は、ほとんど町が100%近いお金を出して、町が負担して、この駅舎というものをつくるわけですが、実際は、事実上、所有者がJRのものになるということになると、事実上、JRが本来すべき事業の肩がわりか、もしくは寄附みたいなものではないかと。事実上、寄附ではないかと、JRの。それと、本来、JRがすべき事業を肩がわりしているというようなことになりはしませんかということをお聞きしますが、その事業費が、100%とは言いません。4,200万円出すわけですから、100%とは言いませんけれども、それに近いものが町がお金を出してやるわけですから、この財産権において、私は何らかの法的な問題が発生しはしないかなということをお聞きしますので、これについてお答えをお願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

駅舎の整備費の考え方についてご答弁させていただきます。

今回の駅舎の整備に関しましては、あくまでも自由通路という道路をつくるということで、それが前提でございます。その道路をつくることによって、現在ある駅舎が支障になるということで、支障移転という形で補償費として町はJRにお金を払います。JRは、その補償費によって、今度は橋上駅舎ということで駅を整備するものですから、公共事業に係る支障移転という考えで整理をしてございますので、特に寄附とかそういう考えは持ってございません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

すみません。重要な問題ですけれども、ちょっと今、何かよくわからない。わからないというのは、マイクのかげんなのか、ちょっとよく言っていることがわからないので、申しわけないけれども、ちょっと答弁わからなかったんですけれども、私が今言ったことは、町がお金を出して駅舎をつくってあげたということになると、これ、寄附みたいな話ですよ。寄附か、本来、鉄道事業者がしなければならない、自分たちの駅舎を町で肩がわりしたような感じに受けとられるもんですから、そうなってくると、一応、JRというのは、現在は営利企業ですよ。利益を追求します。一民間の営利企業でありますので、そのような企業に対して、全面町がお金を出して、お金を出したはいいですよ。お金を出したものが、町に帰属して、その負担金の分は町に何らかの還元があると。例えば、鉄道を使った人の売り上げの中から何%戻ってくるだとか、そういうようなことによる負担金、事業による負担金であれば、それは、それは一つの方法かもしれませんが、いずれにしても、町がお金を使って一つの建物を建てるということは、本来これは町の行政財産になるはずのものでありますので、それが向こうに帰属するという理由については、はっきりとした理由づけがなければならぬのではないかなと私は思いますので、それについて、ちょっとマイクのかげんかもしれませんが、ちょっとよくわかりませんので、お願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

改めてご説明をさせていただきます。

通常のおあいう道路事業でもございますとおり、例えば道路を整備するときに、家とかが、邪魔という言い方はちょっと申しわけないんですが、家とかを除去して道路整備するようなこともございます。その場合は、家の持ち主の方に補償費としてお金を払って、新たなところに移転をしていただくような、そういうような形で事業は進めてまいります。

今回の自由通路の新設及び橋上駅舎化事業につきましても、たまたまその自由通路を整備するところに駅舎があるという整理の中で、駅舎が支障になるということで、今ある場所から移転をしていただいて、橋上駅という形で、新たにJRが補償費をいただいた中で整備をするということになってございますので、特に町がつくってあげるとかそういう話ではなく、事業に支障になる中で、新たな駅舎を整備するという整備でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

3回しかできないので、今ちょっとできない。後でまたやりたい。ちょっと3回しかできない。

補償費という言葉が、ちょっと今出てきましたので、今まで、従来の説明の中でありましたでしょうか。私ちょっと聞き逃しておったのかどうかわからないんですけれども、とにかく協議会のときは、負担金として出しますよという説明しか受けてないし、駅舎は向こうのもですよという説明だったんで、補償費という言葉が今出てきて、ちょっとよくわからな

いので、これ、法律的にいろいろややこしいんですよ。

もし、仮に、このお金の出し方に対して異議があるというふうに言われた場合に、それはどういうふうにこれを説明していくのかということがありますので、私、今、確認のために聞いとるんですけども、今、時間がないので、次のときにまたやりますが、最終日にこれを議決することになっていきますので、そのときにお聞きしますけれども、補償費ということはあるですか。じゃ、自由通路をつくらせてもらうんだと。自由通路をつくらせてもらって、その自由通路をつくるに当たっては、駅舎が必要になるので補償費を払うか、何かちょっとよく、駅舎がどうしても自由通路にくっつけるから、そのくっつけることについては、JRに補償費を払うの。何かちょっとそれは、私、よくわからないので。

(発言する声あり)

どっちがつくっても、事業主体がどこにあるのかということと、町がお金を出してつくった建物が、町のものにならないということの理由づけというものが要るわけですよ。蟹江町のお金を使うわけですからね、8億何千万円というこの駅舎についても。だから、その駅舎について使うお金に対して、そのきちんとした説明はやっぱり、それが向こうに帰属するということについては、きちんとした説明が要るんで。

ちょっときょう、今だけでわからないですけども、わかる範囲で、部長がわかれば、それは部長の話として。

○産業建設部長 志治正弘君

私からご答弁を申し上げます。

課長が、まずこの事業は道路を整備する事業なんだというようなご答弁をさせてもらいましたけれども、基本的に、ここ、JR蟹江駅を中心とした周辺の都市計画事業、まちづくり事業が根幹にございます。そんな中で、街路も都市計画施設として、都市計画としては決定した街路整備事業として、これ行います。課長が今の答弁の中で、補償費という言葉を使いましたけれども、これは駅舎そのものに特化したことでございます。前から全員協議会の中でも、財政計画、財源計画、予算について説明をさせていただいた中で、委託料と負担金という2種類を予算書にも経費、これからするんですけども。

(「だから、8億円の負担金について、今言っている、駅舎の、この間の説明」の声あり)

わかりました。委託料と負担金の、ちょっと色分けの違いだけ説明しておきます。

(「それはいい、しなくても。だから、8億円の負担金のことの裏づけを言っとるわけ。駅舎が向こうに帰属するということについて言っとる」の声あり)

課長が冒頭の1問目の答弁の中で、今既存の駅舎がございませぬ。それが、自由通路をつくることによって、あの辺一帯、周辺整備しますので、駅舎そのものを街路と一緒に附帯設備として設ける。その対価相当分ですな。今ある駅舎の建てかえ費用相当分を、今回JRが

払ってもらった上で、新たな駅舎として整備されます。それは、あくまでもJRの駅施設でございますので、その係る費用を含めて全てJRに帰属する財産になります。で、自由通路は、当然、町のものになります。

すみません。中村議員、3問目の質問ですので、ちょっとこれ以上のやりとりができませんので、申しわけございませんが、これ以上のご質問は最終日に受けるということによろしゅうございますか。

(「そうです。はい、オーケーです」の声あり)

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

175ページ、道路維持管理事業ですね。

最近、特にことしは北海道だとか東北だとか、台風の被害、ゲリラ豪雨などで被害があったわけなんですけれども、私たちの蟹江町におきましても、今後、台風、ゲリラみたいなような、ああいう豪雨が来ないとは限らないわけなんですけれども、特に本町でも、本町だとか水が浸水するところというのは、ある程度把握されていると思うわけなんですけれども、そのときに、土のうを役場から持ってきていただいたり、また、そういう取りに行くなり、いろいろな形で土のうを持ってきて、玄関などに置かれている方もあるわけなんですけれども、役場のほうでは、役場のほうに土のうがストックされていると。また、土のうの置いてあるところもあるということで、多分、恐らく平安地区にある、あそこの施設のところに置いてあるのがそうではないかなと思うんですよね。私の前のところだもんだけど、わかるんですけれども、その土のうについて、いつでも使えるような状況で、ステーションをつくっていただきたいということは、前のときもちょっと質問させていただいたことあるんですけれども、その後、どのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいもんで、土のうステーションを設置していただいて、いつでも使える勝手のいいようにしていただきたいなど、このように思いますので、この点もお聞きしたいと思います。

次に、177ページの交通安全施設設置事業であります。

これは、板倉さんも知ってみえると思うんですけれども、議員も。私の家の近くの県道ですね、津島・蟹江線のアンダーパスのところにありますけれども、またこのところ、最近1週間おきぐらいにアングルに車が衝突するという、本当に最近またすごいいろいろな事故が起きとるわけなんですけれども、特に一番怖いのは、アングル、物すごい勢いで突っ込んでくるもんですから、車がひっくり返るといふ、倒れるという。

それで、ましてやまた、その上に重機を載せているそうですね。重機が落ちてくるという、本当に対向車も来てなきや、人もいなかったでいいものの、あれ、そうするとえらいことになるなということで、こここのところ、また県のほうも、これ県道ですので対策ということで、道路の表示だとかいろいろな手を使って、安全対策をとってみえるんですけれども、こ

このところ、また余りにもひど過ぎるんですね。

これ、両サイドをやるんですね、片方だけでなくして。西之森のほうから来るときもそうですし、こっちの学戸の東の交差点のほうから来るときもぶつけるという。県も一生懸命やっていたいと思うんですけども、これ、蟹江町の中にあるものですから、安全対策として町はどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

この2点、お伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、土のうステーションの関係でございますが、最近、台風の接近や発達した低気圧による大雨が降った場合など、玄関先などに土のうを積むことにより、浸水被害から家屋を守るといった有効な被害軽減対策であるとは考えております。

ただ、ご質問にあるように、前にもお話があったかと思いますが、土のうステーションの設置についてでございますが、設置場所の確保とか日常、通常時でございますが、管理面などからも設置が非常に困難な状況でございます。

したがって、町といたしましても、土のうというのはずっと置きっ放しにするということではできなくて、毎年度取りかえをしないといけないような状況でございますので、今現在も役場に常時資材置き場のところと2カ所に、有事の際に住民の皆様にお配りして、利用していただけるような体制を整えております。

今後は周知の観点からも、広報やホームページを活用させていただき、ご案内をしたいというふうに考えてございます。

次の、2点目でございますが、ご質問にありました県道津島・蟹江線でございますが、県も安全対策、事故防止対策としてアンダーパストンネルのかなり前方のほうから、ドライバーの目につきやすい位置に、また複数箇所、案内注意看板や入り口付近には高さ制限バーを設置したりして、常時注意喚起を促しております。残念ながら、ドライバーの皆さんの認識不足によるものと思われる事故が絶えない状況になってございます。

町も、事故の軽減対策につきましては県にその対応を求めています。県も現状は十分把握しております。ただ、事故軽減に向けて、関係機関だとか交通安全対策の専門業者に相談を受けながら、対策を検討しているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから答弁あったんですけども、この土のう対策というのは、入れかえもあるということで、なかなかステーションをつくるのは難しいみたいなような話なんですけれども、これから高齢化になってくるとなかなか大変になってくるもので、ある程度、役場のほうでこの土のうをきちっとやっていただけるような体制をきちっとつくっていただかな

いと、非常に厳しいなと思うわけなんですけれども、今、全国的にも土のうが、何個か運ばなきゃいけないということで大変な状況であるということで、今、ウオーターゲートということで止水シートというのが最近できてきてるわけなんですけれども、これは、本当に非常に、重さも23キロぐらいということで、そんな土のうを持ってきて運ぶほどのそんなでなくて、間口大体、長さといっても8メートルぐらい、その場所によっても違うんですけども、そうしたものがあるということで、本当に使い勝手がいいということで、こうしたウオーターゲートみたいな止水シートも、今後考えていかなきゃいけないなと。

これなら、自分のうちに置いておっても、町内に置いておいても、非常に使い勝手がいいんじゃないかなと思いますので、これも、1回、実験的に使ってみないとわからないということもあると思いますので、1回町でも試験的に取り組んでみたらどうかと思うんですね。重たいやつをよっこらしよと運ぶのも、それもあれですけども、そんな簡単に運び、折り畳みもできるということですので、1回いいんじゃないかなと思いますので、提案をしていきたいな。これに対しても、ちょっと答弁いただける。

それと、交通安全の県道の件なんですけれども、本当にこれ、今も次長のほうから話がありましたように、安全対策ということで県はやっとなんてなんですけれども、やっておっても、それは確かに運転手さんがきちっと見ていないといったら、そうかもわからないですけども、本当にこの間も重機の車が、自分の運転しているところは高さが通れると思ったんでしょかね。それで、ドーンと物すごい音がするもんで、家のほうにおりました、そのとき。飛び出たら、重機が引っくり返って、反対車線を転げとるといようなね。対向車がなかったんですけども、本当によかったんですけども、こんなことが今後、しょっちゅう起きると、安全対策どころではないと思うんですよね。もうちょっときちっとした安全対策を県のほうに、蟹江町でも訴えていただかなきゃいけないかな。

だから、そういう意味では、入り口の手前にセンサーみたいなのをつけていただいて、車が高いのだったら、もうとまるような感じの、そういうセンサーができるといいかなと思うんですけども、だから、もうちょっと安全対策をしていかないと、ここは歩道と自転車の通る歩道がついていますので、人も歩いていますので、もしそこに重機が落ちてくるようなことがあって、車が倒れるようなことがあったら、えらいことになりますので、この点についても、もう一度よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、議員が言われました止水シートの件でございますが、これはやはり土のうに加えて事前準備が容易であるというようなことをお聞きしております。他の市町村の動向と採用すべきであるかどうかは、また安心安全課とともに調整させていただき、少し勉強させていただきたいと思います。

もう一点の県道津島・蟹江線の関係でございますが、今、高さ感知センサーのことを言わ

れたんですが、それも含めて、県は専門業者と対策を検討しているというふうに聞いておりますので、こちらにつきましても、町としましても何度も要望はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、土のうステーションということもあれですけども、1回、ウオーターゲートのほうの止水シートのほうも考えていただいて、対策をお願いしたいなど。

それとあと、県道の津島・蟹江線も、しっかり安全対策ができるよう、県のほうに町のほうも強く訴えていただきながら安全対策ができるように、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、188ページから199ページまでの質疑を受けます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

194ページの2番、非常備消防費。この前に、8月、先月の13日に学戸小学校で盆踊り大会を行いました。行事が終わった後に、出血を伴うけが人が発生しました。このときに、お願いしておった学戸南分団の若い分団員さんが、すぐに止血作業、応急処置をしていただきまして大事に至りませんで、けがされた方も無事に帰られたということで、本当にどうもありがとうございました。

それで、この内容なんですけれども、見ておって、この中にそういう研修費とか教育費とかいうのは含まれていないんですけれども、そういう手際のいい処置とかそういうのをやる際に、特に教育とか手間のかかるようなそういう指導というのは、しなくても、あれだけの手際のよい作業ができたんでしょうか。

○消防本部次長兼消防署長 佐藤安英君

ただいまの安藤議員のご質問に答えさせていただきます。

消防団は毎年11月から3月までの間に、各分団で普通救命講習というのを受けております。それで、その資格を取っていただいておりますので、そういった応急処置、止血とか心肺蘇生、それからAEDの取り扱い、全ての団員が持っております。

さらには、本年度8月に消防団本部の女性団員2名が5日間の講習を受けまして、今度は指導するほうの資格を取っていただいております。ですので、今年度11月からのそういった指導、それから一般の住民の方への指導もできるようになっておりますので、消防団員、女性消防団員のお二方にもますます活躍をしていただいて、そういう指導をしております。消防団員も、全て資格を持っておりますので、そういう止血等の応急処置はできるようになっ

ております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。そういうことで、日本中で今、災害とかも大型化してきていますので、これからますますそういう消防団員さんにかかる期待、住民の期待というのは大きくなっていくかなと思いますので、これからもしっかりそのようにお願いしたいと思いますが、それに伴って、もし、そういう教育費とか研修費とかというのがかかるようでしたら、ここにはそういうのがあらわれていませんけれども、どしどし要求していただいて、そういうのは要るものは要るということで、しっかり充実した教育、充実した団員さんの向上をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、198ページから253ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

245ページ、学校給食人件費というところで、それと効果の93ページの学校給食人件費の、ここで、まずちょっと頭の痛いお話をさせていただくんですけども、なかなか求人とか難しい時代になりましたんですけども、事業効果で正社員1名退職、そこで再任用職員と臨時職員で対応することによって人件費の削減に努めることができましたということがありますんですけども、これだけを取り上げて言うんじゃないしに、例えば、土木、上下水道の技官ですね、技術者、そういう人たちの育成とか、これに引っかけて、ちょっとそれを質問させていただきましても、そして、消防署の救命救急士等の育成とかいうことで、これから町長にとっては、大変頭の痛いことがどんどん入ってくると思うんですけども、その辺を、この人件費の削減に努めることができたということが効果として上げられるのだったら、これからこういうことが往々にしてまた起こってくるのかなと、よその部署みたく。

やっぱり正職の人がいて、そして、物事が成り立っていくというのが基本的な物の考え方でやっていただかないと、やっぱり上下水道とかを見ていまして、これから技官が大変だろうなど。そして、専門職が必要な時代がまた来るんでしょうねって。育っていないのが現状じゃないのかなと思いましたもので、質問させていただきます。

そして、これを正職員が退職したことによって再任用と臨時職員で、これをこれからも継続してやっていかれるのか、この部署としては。そこをちょっとご説明願えますか。

○給食センター所長 伊藤和孝君

戸谷議員の人件費削減に伴う効果についてと、今後の運営についてご答弁させていただきます。

ここ数年、調理員、正職員が毎年1名ずつ退職しております。それについて、再任用制度というのがございまして、現在、正職員扱いなんですけれども、再任用というのは非常に給与が低く抑えられておりまして、その点で言えば、確かに人件費の削減にはなっておると思います。

また、長年勤められたということで、その技術というのはございます。それについては、臨時職員のほうに伝授するという形で行っておりまして、今後とも、そういう方々に、臨時職員さんのほうにそういう技を伝えていただくというようなことで対応したいと思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

そうすると、これを継続してやっていかれるということで、人が後から育ってこない、再任用もできないわけで、技術職というのは。ですから、先ほど、これは今お聞きしたことで結構なんですけれども、この部署というのは。あとは、やっぱり土木とか上下水道ですね。そういう人たちのこれから、今、再任用で雇っておられる方がやめていった場合、下が育っているかなとか、そういうのがちょっと不安に感じますもので、町長も頭痛いと思えますよ。なかなかこれから、人を雇うというのは。そういう部分で、ちょっと副町長でも町長でも結構ですから、どういう方向で。

○教育長 石垣武雄君

給食センターの今、人権という、人のかかわりでありますけれども、今、センター長が申し上げたとおりで、再任用というのは今まで経験者がやっているというようなことで、臨時職員も技術等を習っているわけではありますが、少し前に振り返りますと、給食センターは公設公営、公設民営というようなことで、いろいろありました。それ課題で、今まだあります。全てが臨時職員とか再任用では難しいです。給食センターのいろいろセクションがあります。そこはやっぱり正規職員でまずやっております。そして今回であれば、これが正規職員が1名やめれば、普通であれば正規職員を1名、やっぱり補充するというのは基本でありますけれども、再任用とそういう形、それから、セクションを見て、正規は確保できているなど。この時期を見ながら、そして最終的には、現在、給食センター公設公営でやっておりますが、以前、公設民営というようなこともありましたので、課題として、今、そのあたりでやっているとあります。

ですから、ずっとそういう形ではないんですけれども、そのようにちょっと頭に置いておいてもらえるとありがたいです。

以上です。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員のほうから、私どもの全職の中での、特に技術系の職員のことでお話があり

ました。

昭和50年代から始まって、ちょうどインフラ整備のどんどん進めていくときにおきましては、産業建設も技術職もたくさんおり、そしてさまざまな事業を進めてまいりました。一応、一定のインフラ整備が終わり、若干、建設部のほうが縮小傾向にあり、その中で技術職が確かに足りない部分もございました。

ただ、近年、積極的に技術職の採用職員を雇っておりまして、どんどんその技術をつなげる職員として、今、育成しているところであります。そして、採用するにつきましては、特に水道部、下水道部におきましては、現場をよく知っている職員を再任用することにおきまして、例えば水道の苦情だとか現場での対応、そして事業への研さんを含めて再任用職員を積極的に使っておりますので、今後も、ことしも技術系の職員を採用しましたし、ある程度の層を確保するために、当分の間そのようなところもしながら、採用計画も含めて職員の層を厚くしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。私、いじわるで言っているわけじゃなしに、やっぱり層の厚さというのは必要なもので、どうしても。それをやっていかないと、行政が継続できないということですから、どこが欠けてもいけないなど。それは、先ほどの学校給食の関係でお話ししましたけれども、教育長の言われることもよくわかるんですけれども。

そして、再任用のほうも、これからは民間が65歳定年という時代になっていますもので、行政のほうもいろいろなことを考えておられると思いますけれども、そういうことも含めて、技術職の育成というのは、ぜひやっていっていただかないと町がもたないということで、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

207ページですが、備考欄の一番下のところの学校管理費の人件費のところですが、非常勤職員の報酬ということで、学校医とか歯科医とか薬剤師の報酬というところなんですけれども、これが昨年に比べて倍ぐらいになっていると思うんですが、その理由についてご説明をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

学校歯科医、薬剤師の人件費のところでございますよね。小学校の人件費の部分につきましては、倍ということではなくて、昨年ですと、今回は1,020万5,000円という決算かと思っておりますけれども、昨年度につきましては1,237万1,350円ということで、この部分につきましては200万円の減ということに。

（「欄を間違えた」の声あり）

ええ、かと思いますので、よろしくお願いします。

（「あ、そうですか。じゃ、200万円の減、ちょっと欄を間違えたかもしれません。すみません。もう一回調べてみますので」の声あり）

○議長 高阪康彦君

他に。

（「はい、もう一点。教育」の声あり）

3回やった。

（「別のこともやっていかんですか、教育は教育で」の声あり）

いかん、いかん。

（「3回やった」の声あり）

3回やった。

（「2回で終わった」の声あり）

3回です。だめです。

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、252ページから255ページまでの質疑を受けます。

（発言する声なし）

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 認定第2号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、260ページから292ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

少し、一般質問でも私、国保について取り上げましたが、そのときにも言いました、ページの289ページの国民健康保険支払準備基金の積立金5,000万円のことで、少し伺います。

蟹江町もここ数年、基金積み立てていないんですが、25年度でも、あった基金取り崩しておりますし、今回、この5,000万円の基金の積立金、これ今回なぜ行ったか。ほかの自治体

なんかも、この基金崩して国保の引き下げをやっておる自治体もありますが、今回、この5,000万円の基金についてお伺いいたします。

○保険医療課長 寺本章人君

基金につきましては、国民健康保険事業の円滑な運営に資するための資金に充てるという目的として、国民健康保険支払準備基金を設置しております。不測の事態の備えとして、国保財政運営の健全化のために基金積立をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

不測の事態、確かに、医療費が急激にふえたとか、そういう場合に基金を充てると思うんですが、今まで、そうしたら、なぜ積み立てしなかったのか。今回、5,000万円積み立てたということの再度確認と、2018年度に起こる都道府県化の国保なんですけれども、今、自治体でも、この2018年度以降の国保に関して財政安定化基金が県にもできるということで、積立金がどうなるのかわからないということで、崩して、引き下げを行っているんですけれども、そういうことで、都道府県化ができて、蟹江町独自の基金はそのまま置いていけるのか、ちょっと伺います。

○保険医療課長 寺本章人君

基金の積み立てにつきましては、国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取り扱いの中において、過去3年間の保険給付費支出額の平均の100分の5以上に相当する額を積み立てるのが適当とあります。

また、平成30年度以降の市町村に設置されている基金につきましては、基金のもともとが保険給付費の支払いというところではございましたが、30年度以降、予期せぬ支出増や収入減に対応するため、引き続き市町村においても基金を保有し、国保財政の安定化のために活用することとするとされておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、継続できると思うんですけれども、県のこの財政安定化基金が設置されたことによって、ちょっと県との懇談したときに、県との回答も、県に財政安定化基金が設置され、平成30年以降、貸付交付が可能となることとっております。

そういう意味で、わざわざ蟹江町で基金積み立てなくても、県で交付してもらえばいいのかなと思うんですが、その点については。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどの件につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、予期せぬ収入減ということで、例えば、加入者の方々の急激な減少、もしくは災害等によって収入が見込めなくなったときのために、保有をしておいてほうがよいものというふうに考えております。

以上でございます。

（「県から借りればいい、県から交付してもらえば」の声あり）

回答が漏れておりました。

県からの貸し付けというのは、実はルールがございまして、現在、県と協議を行っている中であります。ですので、貸付交付につきましては、現在、県との協議中ございまして、ルール化されるのに当たって、例えば、蟹江町の一般会計の繰入金等の財政状況とかそういうものを勘案した上で、県のほうと貸付交付のルールづくりを今後つくっていきますので、現在のところ、今、未定でございます。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で、認定第2号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第3 認定第3号「平成27年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、296ページから304ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、認定第3号「平成27年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長 高阪康彦君

日程第4 認定第4号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、308ページから328ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、認定第4号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第5 認定第5号「平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、332ページから340ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第6 認定第6号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、344ページから362ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第6号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第7 認定第7号「平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、366ページから378ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第7号「平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく

くお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第8 認定第8号「平成27年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案理由は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと私も確認しておきたいんですけども、40ページの業務量ということで、配水量が年間421万8,370立米ということで、あと、県水の受水量が436万4,007立米ということで、県水のほうを15万ほど多く買っているんですけども、そこで、その下の有収水量ということで、年間397万6,194立米ということで、これが実質蟹江町の料金の徴収の収益となると思うんですけども、この差で、配水量と有収量の開きがあつて、それで有収率ということで94.3ということだと思つてんですけども、それで間違いないのか。

数年前まで、本当に80後半だったのか、数年前ということじゃない10年ぐらい前です。企業努力もあつて、大分、無駄な水、死に水って何か言われていたみたいなんですけれども、ここ数年、本当よくなってきて、でも、26年度、27年度で実質1.2下がっておりますけれども、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

板倉議員のご質問にお答えいたします。

板倉議員のおっしゃったとおり、有収水量につきましては、10年ほど前は80%台でございましたが、これ今、95%近くを保つて、一生懸命、これ企業努力してございます。

あと、ことしふえたというのは、最近、下水関連等の工事も多ございますし、中部第一の火災等のあれも関係して、今回、有収水量が減ったかと思われま。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

大きい火災なんだろうと思うので、そうすると、下水道の工事のときに、水道管を割っちゃったとかということで、無駄な水が出たとすると、その辺については、実質料金の徴収にならないということで、本当死に水だと思いますけれども、あと、県水との契約で、来年度以降、この県水の受水量、実際、どのぐらいになる予定でいるのか。わかればお聞かせください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

県水との契約でございますが、今月の終わりに県とのヒアリングがございまして、そのときに、ちょっと下げただけのように交渉したいと思っておりますが、緊急な人口の減少等が蟹江町の場合ございません。人口的に微増で、まだ人口はふえているほうでございますので、その辺で、県水量が下げただけかどうかというのは、厳しい状態だと思つて

おります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

僕も、水道料金引き下げを望んでいるんですが、県水の契約水量と有収水量、使った水との、やはり開きがございますので、本当に県水、引き下げる形にして、一部、蟹江の海部南水も、今、南水の引き下げも検討中で、結構動く方向にありますんで、蟹江町の水道も、できれば引き下げる方向で考えていただけますよう要望しまして終わります。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「平成27年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、23日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後1時59分)